

第九十一回国会 建設委員会 議 録 第 十 号

昭和五十五年四月四日(金曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 北側 義一君

理事 小沢 一郎君 理事 大坪健一郎君

理事 國場 幸昌君 理事 渡辺 紘三君

理事 竹内 猛君 理事 渡部 行雄君

理事 伏木 和雄君 理事 瀬崎 博義君

理事 渡辺 武三君 理事 上草 義輝君

池田 行彦君 鴨田利太郎君

大野 明君 中村 靖君

中島 衛君 羽田 孜君

丹羽 兵助君 村岡 兼造君

三ツ林弥太郎君 井上 泉君

井岡 大治君 木間 章君

小野 信一君 辻 次郎君

中村 茂君 辻 第一君

松本 忠助君 吉田 之久君

中島 武敏君 渡辺 栄一君

出席國務大臣

建設 大臣 渡辺 栄一君

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 清水 汪君

内閣総理大臣官房管理室長 関 通彰君

建設政務次官 竹中 修一君

建設大臣官房長 丸山 良仁君

建設省計画局長 宮繁 護君

建設省都市局長 升本 達夫君

建設省住宅局長 関口 洋君

建設省住宅局参事官 大田 敏彦君

委員外の出席者

議 員 松本 忠助君

参考人 愛水 典慶君

参考人 林 修三君

参考人 関西学院大学 名譽教授 一円 一億君

参考人 関西学院大学 名譽教授 木永 雅雄君

参考人 関西大学 名譽教授 嶋田 曉君

参考人 堺女子短期大学 学教授 犬養 孝君

参考人 大阪大学 名譽教授 川口 京村君

建設委員会調査室長

委員の異動
四月四日
補欠選任
鹿野 道彦君 鴨田利太郎君
谷 洋一君 羽田 孜君
木間 章君 井岡 大治君
井上 敦君 辻 第一君

補欠選任
同日
鹿野 道彦君 鴨田利太郎君
谷 洋一君 羽田 孜君
木間 章君 井岡 大治君
井上 敦君 辻 第一君

補欠選任
同日
鹿野 道彦君 鴨田利太郎君
谷 洋一君 羽田 孜君
木間 章君 井岡 大治君
井上 敦君 辻 第一君

補欠選任
同日
鹿野 道彦君 鴨田利太郎君
谷 洋一君 羽田 孜君
木間 章君 井岡 大治君
井上 敦君 辻 第一君

四月三日
都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案(内閣提出第一四四号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一〇号)

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇〇号)

都市再開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出、衆法第二七号)

〇北側委員長 これより会議を開きます。
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案を議題といたします。

本日、本案審査のため参考人から御意見を聴取いたしました。参考人は、午前午後を通じて明日香村村長愛水典慶君、午前午後を通じて駒沢大学教授林修三君及び関西学院大学名譽教授一円一億君に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、現在審査中の本法律案につきまして、参考人各位のお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

まず、議事の順序について御説明いたします。初めに、参考人各位から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただきまして、あとは、委員の質疑に對しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て御発言願ひ、また、委員に對し質疑はできないことになっておりますので、御了承願ひます。

御意見は、愛水典慶君、林修三君、一円一億君の順序でお願いいたします。

まず、愛水典慶参考人にお願ひいたします。

〇愛水参考人 地元明日香村の村長の愛水でございます。

ただいまから、明日香村の状況について御報告を申し上げます。

先日、明日香村に調査にお見えいただきまして、明日香村の現況等についてはすでに御理解をいただいておりますので、再々ここで明日香村の現況について申し上げます、かように思う次第でございます。

わが明日香村は、奈良盆地の東南のすみに位置をいたしております。東は多武峰山系、南は高取山系にそれぞれ接しております。桜井市高取町に接しております。地域の大部分は標高五百メートル内外の丘陵地帯に属しております。わがかに西北に平地が開け、橿原市に接しているのをごいいます。また、飛鳥川は緩やかに地域内を西北に流れ、一方また、高取山系を源とするところの高取川も地域の西部を北に流れておるのでございます。

大和盆地を囲む青垣山の東南のすみ、なだらかな丘陵、緑したる山々に、清らかなせせらぎが、この麗しい山河と景観、古社寺の周辺を包み、豊かな歴史と伝統のゆかしさはしみじみと郷愁を誘うものでございます。木の葉に落ちる一滴

の水は、稲淵川、細田川の両溪に分かれ、飛鳥川の源をなしているのが明日香村の地域でございまして、路傍の一本一草も、すべて歌であり、詩であり、文学であるとわれわれは自稱いたしておりますのであります。

いまを去る千三百年前、六世紀、五九二年推古帝から七世紀の七一〇年元明帝に至るまで、約百年間都が置かれた地域でございまして、政治、文化、経済の中心として栄えた地域でございまして、特に、この百年間におけるこの都が置かれたこの中には、わが国の律令国家体制が初めて形成された地域でございまして、明日香村の貴重な埋蔵文化遺産が随所に残されており、歴史的な風土が千三百年前をしのばせる環境が保全されているのでございまして。

ただ、千三百年以前と申ししても、あるいはそのままでの姿でないかもしれないけれども、われわれの心の中に歴史を描くにふさわしい内在的な風土と言えるかとも思うのでございまして、その中に三十七カ大字の集落が散在しておるといのが明日香村の実態でございまして。

なおまた、昭和三十一年、旧阪合村、高市村、飛鳥村三村が合併いたしまして明日香村が誕生したのでございまして、現在の人口は七千名、世帯数にいたしまして一千六百四十七戸、面積にいたしまして二十四・〇平方キロでございまして、小さな山村でございまして。

特に、その面積の土地利用区分を申し上げますと、耕作地が五百八ヘクタール、そのうち田が三百二十五ヘクタール、畑が百八十三ヘクタールでございまして、また宅地には八十四、道路、河川その他に四百三十二ヘクタールでございまして、特に産業別就業人口につきましては、第一次産業が四十年では一千五百五十六名、四十五年には千四百五十五名、五十年には一千名、五十四年には九百九十名、第二次産業といたしましては四十年には六百四十、四十五年には八百九十三、五十年には八百四十三、五十四年には八百五十六、第三次産業につきましては四十年には九百八

十四、四十五年には一千六百六十六、五十年には一千四百二十二名、五十四年には一千六百二十三、こういうことに相なっております、特に専業農家から兼業農家に移りつつあるのが明日香村の現状でございまして。

なお、現行の土地利用規制の現況を申し上げます。先ほど申し上げましたように、行政面積では二十四・〇平方キロでございまして、その中におけるところの歴史的風土保存地区が九百十八ヘクタールでございまして、なお歴史的風土特別保存地区が百二ヘクタールでございまして、史跡指定地区が七十七・八三ヘクタール、風致地区が一千二百五十四ヘクタールでございまして、それぞれ第一種百八十一、第二種九百六十五、第三種風致地区が百八ヘクタールでございまして、なおそれ以外に景観保全地域が設けられ、九百三ヘクタールがございまして、明日香村におきましては九〇％が何らかの土地利用規制を受けておるのが現況でございまして、なお、史跡指定地につきましては十四カ所史跡指定がされておるのでございまして。

なお、本村の財政状況を申し上げますと、特に財政関係指数を申し上げますと、標準財政規模は五十一年では五億四千四百四十七万四千円、五十二年では六億七千七百八十八円、五十三年では六億五千二百二十八万八千円、標準財政規模が以上のような次第でございまして。

財政力指数につきましては、五十一年〇・二一五、五十二年〇・二〇九、五十三年は〇・二二三と、きわめて微弱な財政状況でございまして、一般財源指数といたしましては、五十一年は〇・九九〇、五十二年は一・〇二六、五十三年は一・〇二六でございまして。

なお、五十二年、五十三年、五十四年の一般会計の決算を少し申し上げたいと思っております。五十二年では十一億二千八百八十二万五千円、五十三年では十一億六千七百二十九万五千円、五十四年度は決算見込みでございまして、十八億五千四百七十七万七千円、こういう状況になっております。

特に日本経済の高度成長と乱開発の波の中から明日香村を今日まで守ってまいりましたのは、全く村民の明日香に対する、郷土に対する誇りのあらわれであらうかと思っておりますのでございまして、四十五年には佐藤元総理が来村をされまして、いかに飛鳥の地域の風土が保たれているかということについて称賛をいたされたのでございまして、それ以降、明日香問題について政府の方でもいろいろ問題になりまして、当時、「飛鳥地方における地域住民の生活と調和した歴史的風土の保存のための方策について」という歴史的風土の保存の得て、四十五年十二月、閣議決定が行われたのでございまして、その中には国の行う事業、県の行う事業、村の行う事業等、環境整備にお力添えをいただいたのでございまして。

なお、その他細かい法律上の措置のできない問題について、財団法人の飛鳥保存財団が創設されたのでございまして、この基金につきましては民間から五億、国から五億、五十五年が最終年度になっておるかと思うのでございまして、その事業推進に当たりまして、種々明日香の環境保全に對してお力添えを賜って現在に至っておりますが現状でございまして。

一方、このことについては村民は誇りを持ち、飛鳥保存に対する理解と協力を惜しまなかったののでございまして、その間、住民対策を中心として住民の生活安定向上を主としたところの立法の要望を今日まで続けてまいりましたのでございまして、年を追うに従いまして、その当時の素朴な住民感情から、他の地域における開発等の関係から生じた住民感情の変化が最近になって中にあらわれてきておるといのが偽らない現状でございまして。

これに伴いまして、各種団体等が、特に飛鳥古京を守る議員連盟の方々が中心となって、明日香住民対策を中心としたところの明日香特別立法を制定する必要がある、こういうことで昨年一月に歴史的風土審議会に對して現総理から諮問をされたのでございまして、昨年の七月に「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」という答申がなされて、政府並びに超党派的にこの特別立法を制定すべきであるという機運が高まりまして、今回の法案が上程されたように私たちは解釈をいたしております。特に明日香村の歴史的風土が今日の形で保存されてきたのは、先ほど申し上げましたように歴史と伝統の風土を踏みしめ、文化遺産の保存に理解を持ってきた住民の努力のたまものであらうと私は信ずるものでございまして。

ただここで、先ほど申し上げましたように住民感情が若干変化をしてまいりまして、ひとり明日香村だけに任せる問題ではない、明日香村の歴史的遺産を後世に伝えるのは国民的義務でもあり課題でもあるという御議論のもとに今回の法案の上程となったと解釈をいたす次第でございまして。

なおまた、この法案に特に超党派的にお力添えを賜っておることに対しては、村長私自身として、深く、国会の関係の先生方並びに各省庁の関係の方々から御礼を申し上げます。

なお、御承知のとおり、法案等はすでにお手元に差し上げてあるようでございまして、十分御審議を賜りまして一日も早くその成立を見、住民に對しまして、さらに今後理解と協力を進め、この地域の歴史的風土、文化遺産を守っていくに力添えを住民が持つてくれることを期待をいたしまして、また私自身といたしまして、この法案成立後、国民の遺産でありますところの文化遺産並びにこの風土を守っていくべき責任を痛感しておるような次第でございまして。

よろしく御審議を賜りますように心からお願いを申し上げます。よろしく御審議を賜りますように心からお願いを申し上げます。次は、林修三参考人をお願いいたします。

○林修三参考人 私、林修三でございまして。

本日は、この明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案、これについての意見を述べるようにということでございまして出てまいったわけでございます。

私は、年来、憲法を専攻いたしております。そういう関係で本日もこの法案と憲法、主としてこれは憲法九十五条のいわゆる「一の地方公共団体のみに適用される特別法」、これとの関係の問題についてが憲法上の問題だろうと思うわけでございまして、これについての意見を若干申し上げてみたい、かように考えるわけでございます。

この憲法九十五条の規定は、御承知のように、アメリカの州憲法についてのモデル憲法案というものがアメリカにございまして、その中に九十五条の原形ともいふべきものが盛り込まれておりまして、それでアメリカにおきましては、州において州法等で、その州内における特定の地方公共団体の権能を制限するような立法がときどきされたというように経緯がございまして、こういうことが州憲法の一つの条項として考えられておったようございまして、これがいまのわが国の憲法に受け入れられておるわけでございます。

わが国におきましては、実はそれまでこういうように国が法律で特定の地方公共団体についての権能を制限するような立法をした経験はほとんどございませぬ。そういうような状況でございまして、この憲法九十五条の規定が入った後のこの解釈、運用につきましては若干のいろいろ議論があったわけでございますが、御承知のように、昭和二十四年から二十六年にかけて、広島平和記念都市建設法を初めいたしまして、十五件の法律がこの憲法九十五条に基づく特別法として国会において制定されております。

この種の特別法が制定されるときいろいろの議論、あるいは私は当時内閣の法制局におりましたけれども、そういうところで議論しておりまして、これは私が職を離れて現在民間において憲法を専攻している立場からでも同じことでございすけれども、九十五条の解釈としては、ここに言

う特別法は、一の——一というのは特定のという意味だと思ひます。必ずしも一つには限りませぬ。特定の地方公共団体の組織、権能あるいは運営について、その特定の地方公共団体について法的拘束力を与えるような法律を指す、そういう考え方が妥当であらうと考えるわけでございす。実際に、先ほど申しましたように、二十四年から二十六年にかけての国会における法律の制定も、大体そういう考え方で解釈、運用されてきたように私は思うわけであります。これは言うまでもなく、九十五条の特別法とどうかというものは、憲法の規定から申しまして、国会において御判断になることでございまして、国会においての御判断はそういうことでやってこられたもの、かように私は考えておるわけでございす。

大体そういうことで特別法が扱われてきたわけでございす。同時に、この特別法に当たたるか当たらなにかというこの議論としては、その後にも若干の法案について議論があったことは御承知のとおりでございす。その場合においては御承知の基準として、特定の地方公共団体としての法律の上で明確に対象になっておる、実質的には地方公共団体は特定しておりまして、法律の上でそれが普通名詞的にあるいは普遍的な形で規定されておるもの、たとえば地方自治法に都とか道に関する特例がございすし、それからまた、特定される方式を政令等に委任しておるもの、たとえば地方自治法の中で指定都市に関する制度がございす。こういうような形のもの、ここで言う特別法には当たらない、そういうような考え方がとられてきております。

それからもう一つは、地方公共団体がある程度特定しておるけれども、これに対して特別に法的な拘束力を与えるものではない、事実上の経済的利益を与える、それにどまらぬような法律について、九十五条の法律に当たらないというように解釈がされてきたように思われるわけでございす。

いま申しました例としては大阪港及び堺港並びにその臨海地域の整備のために発行される外貨地方債証券に関する特別措置法でございす。あの場合にその一つの例があるかと思うわけでございす。

憲法九十五条の解釈、運用につきましては大体そういうようなことでこれまで解釈されてきて、あるいは国会における運用もそういうことで行われてきたと思うわけでございす。

そういう目から今回の法案を見てみますと、この法案は全文が八条から成っております。それで、第一条は目的規定でございす。これは別に問題ございませぬ。

第二条は、内閣総理大臣が明日香村全域についていわゆる古都保存法の特別保存地区として特別保存計画に相当するものを歴史的風土の保存計画として決めることになってございまして、これは内閣総理大臣が決めることになってございまして、これも九十五条の問題ではないと思うわけでございす。

それから三条は、古都保存法の方では、古都と指定された市町村につきまして一定の地域が古都保存計画区域になるわけでございまして、その中で特別に保存を要するところは特別保存地区に都市計画として指定されることになっております。が、その都市計画として特別保存地区を指定することに関連いたしまして今度古都保存法がこの法案の附則で改正されておりますが、この特定の市町村、特に必要のある市町村についてはその全域をこの特別保存地区に相当するものとして都市計画で指定することができるようないが、そこにきておきます。それに基づいて、この法案の三条で、明日香村全域が古都保存法における特別保存地区に相当するものとなる関係で、それを都市計画画として第一種、第二種という歴史的風土保存計画地区に指定するよう規定になっております。

これは、都市計画事業が国の機関委任事務であるということから申しまして、あるいは古都保存法に基本規定があることから申しまして、九十

五条の問題にはならないだろうという気がいたします。

それから四条は、内閣総理大臣が明日香村の生活環境あるいは産業基盤等の整備についての基本方針を決めて、これを奈良県に示すことになっております。奈良県知事は明日香村等の意見を聞いて、これに基づいて明日香村の整備計画を立てるということになっております。これは若干の問題の九十五条との関連を検討する必要があるわけでございす。この整備計画は、奈良県に対して当然に法的拘束を与えるものではなくて、一応奈良県側の自発的な発意に基づいてこの整備計画を立てることになっております。これは五条で、この整備計画に基づいて明日香村がいろいろの公共的な事業をやるわけでございす。その場合に補助率のかき上げをする、そういうことの前提になっておるわけでございす。この補助率のかき上げそのものは単なる経済的利益を与えるものでございまして、先ほど申しました基準から申しまして、これは九十五条の問題として考える必要はないのだろう、かように考えるわけでございす。

それから六条は、御承知のように国が奈良県あるいは明日香村の地方債について特別の配慮をするという規定、これも特に問題はないと思ひます。

それから七条は、国がこの整備計画等の施行について財政上、技術上の配慮をしなければならぬという規定でございす。

八条は、基金を置く規定でございまして、この基金に対して国が総体として二十四億円の資金を交付することになっております。これに基づいては、特定の地方団体に対してそういう一定の財政的援助をするものでございすけれども、この基金はこの法律の規定から申しますと、明日香村が地方自治法二百四十一条の規定に基づいて基金をつくる、その基金をつくらなかった場合に国がこの基金の一部を補助する、こういう規定でございす。これも実は明日香村を法的に拘束するもの

でもなし、単に経済的利益を与えるというものでございまして、過去の先ほど申しました解釈、運用から申しまして、九十五条の法律として考える必要はないのだから、かように考えるわけでございます。

以上、全体を考えまして、この法案全体を憲法九十五条の法案と考える必要はないだろうというのが私の意見でございます。

これは繰り返すになりますが、九十五条に当たるかどうかというのは国会における御判断で決めるべきこととございまして、私はそれに対しての参考意見を申すわけでございします。

最後にちょっと一言だけ申し上げますが、私は実は古都保存法が制定された後八年間、これに基づく歴史的風土審議会の委員をしておりまして、この古都保存法の運用、特にこの明日香村の保存については非常に強い関心を持っておった者の一人でございます。明日香村の歴史的風土の保存が良好に行われること、それからその村民の利益、生活基盤が確保されるのがこの明日香村の保存のために非常に大事なことであり、このように考えておったわけでございしますが、今回特別立法されるような運びになりましたことを私は個人としても非常に結構なことだ、かように考えておるわけでございします。

これで私の意見の陳述を終わります。(拍手)

○北側委員長 次に、一円一億参考人をお願いいたします。

○一円参考人 一円でございします。

この明日香村特別法案、略して申し上げますが、この法案にはたくさん大事な問題点があるように私は思います。これは明日香村という一つの地方自治団体の全域にわたって現存の古都保存法の中における特別保存地区として全部規制の対象と申しますか、住民及び明日香村が活動するに当たって他の地方自治団体とは違って規制をされるという内容を持つておるわけでありまして。

古都保存法は住民投票なしにできておるようでありまして、古都保存法自身の中にも規制をする

内容が含まれておりますが、その中でその一部分といたしまして特別保存地区というのがございします。その特別保存地区を明日香村においては全域にわたってこれをやる。そして、その明日香法の目的は、わが国における律令体制が初めてできた、そういう時期における遺跡その他のものと自然環境がそのまま残っている、これを将来にわたって残すことによつて日本の歴史に対する国民の認識を起させ、かつ国民が国を愛する心を涵養することに資するというのを配慮してこのような特別の措置をしよう、そして古都保存法の特例法としてこれをしようというわけでございします。

私は、このことに関しまして日本国憲法との関連において二つの点で問題を感ずるわけでございします。

一つは明日香村におきましては、この法律が存続する限りは将来永遠に次のような事態が発生すると思ひます。

たとえば、土地を開墾するということあるいは土地の売買、ほかの人に売りたい、周辺も相当高くなつてきた、これを売ることによつて近代生活にマッチするような生活を自分たちもやりたいというふうな点になりまして、それが自由にできないという点があります。家族もふえてきたので家も新築したい、家の建て増しもしたいというふうな場合にも、それは許可なくしてはできないという点になります。あるいは家屋、工作物の色彩を現代的な色彩にしようという考えを持ちましても、それは千数百年前の昔に存在した色彩と同じ色彩のものでなければ許してもらえない。あるいは農業をやるにしても、最も現代に即応するような農作機械を入れたり、トラクターを入れるほどの広い地域があるかどうか知りませんけれども、そういうものをに入れて効率的な農業をしたいあるいはビニールの農園をつくつてやりたいというふうなことにしまして、明日香村の古都の環境を保存する上でこれは適当でないということになりますと、それはできない。

多分国の内外から観光客が来るでしょう。私も

行きたいと思ひますが、そういう場合に、それではそこに商店を経営してやろう、休憩所を自分が設けようという人があらわれまして、それもこの規制の対象になるということとございします。

こういうことは、実は憲法の第十三条との関係において大変大きな問題ををはらむと思うわけでございします。むしろ憲法第九十五条の住民投票に付すべきかどうかという問題が一つございしますが、それ以前に十三条との関係があります。国は国で一定の目的があります。国策というものを保持するの当然であります。国は、古都の保存は大変大事である、こういうことを考えまして、古都保存の必要性という点から規制をしようとなさることは、その時々政府の考えとしては当然しかるべきことだと思ふわけでございします。しかしながら、事を行うに当たっては、憲法が定めた国民の生活の権利、そういうものを侵すということのな

いようにしなければならぬというのが憲法第十三条の規定でございします。

十三条は、読んでみますと、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということになっております。

國民の生活にまつわる各種の自由及び幸福の追求については最大の尊重を立法その他の國政の上でしなければならぬというのがこの憲法の趣旨であります。

しかしながら、最大に尊重しておつたのでは公共の福祉という壁に突き当たる、そういう場合にはどうするかということについては憲法は何も語っていない。ですから、國民の生活、權利を最大に尊重しておつたのでは公共の福祉という壁に突き当たる場合には、これは最小の尊重だけにしておこう、あるいは尊重もしない程度にしておこうということになりまして、しかし、これを尊重しておつたのでは、公共の福祉上どうしてもほつておけない、やむを得ないという場合には、これはやむを得ず制限ができるというのが、この規定

の反面解釈から解釈できると思ひます。したがって、私は十三条は公共の福祉によるものを制限できないというふうには考えておりません。

しかし、そのためには、國民の生活及び幸福追求が十分に保障されるという条件をやつておるという状況がなければならぬのではないかと申すのです。國民が、十分の保障があるにもかかわらず、なおかつ權利を主張するという場合には制限ができるというのがこの規定の結論であらうと思ひます。

その点を考えますと、この明日香法案の中には、周囲の住民との関係、一般の國民が、今後五十年、五十年、百年、日進月歩の状況の中で、生活というものの様式が非常に変わつていくわけでありまして、そういう長い間、外部の生活様式に対応するよう十分の保障がなされておるならば、この規定というものは考慮されるに値すると思ふわけでございします。先ほどもお聞きしますように、二十四億円というのを国が考えておるようでありまして、その二十四億円というのも、そこにおける住民の生活に、今後何十年続くかもしれない住民の生活に与えるということではなくして、この歴史的風土を保存することとの関連において必要と認められるものにこれを与えようという点において、現在のこの法案は、憲法第十三条が國民の基本的人權を保障しているという、しかも、それを公共の福祉によつて制限ができるということを言うに足りるだけの十分の条件を欠いておるのではないかと。したがって、この点を十分に国会において保障した上で、この法案を修正と申しましようか、されるところが大事ではないかと、このように考えます。どぎつい言い方をいたしますと、憲法第十三条のこの規定の趣旨に合致しない状況が現在のこれにあるように考えるわけでございします。

そうした上で、法律を制定するに当たりましては、憲法の第九十五条が規定をしておりますように、これは特別法でございします、明日香村だけを全国の各地方公共団体と違つた特別のものとし

て、しかも非常に強い規制のもとに置いておるわけでございます。したがって、憲法第九十五条が言います「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。」という規定しております。これは國會の立法権に対する制限でございます。國會は、四十一条によりまして國の唯一の立法機關であります。立法事項は國會の専権事項であります。にもかかわらず、特別の定めのある場合はそれによつて、その特別の場合といふのはこの憲法九十五条でありまして、それは地方自治といふものを憲法が大事に考へてゐるということ、むしろ地方団体は法律に従つて地方行政を行ななければならぬことは言うまでもございせん。しかしながら、各地方団体には自治がある、これを憲法が定めておるわけでございます。この自治権があるということ、一般の地方自治団体とは違つた特別の取り扱いをするということは、一つにおいては、その地方団体の権能に対する特別の扱い、制限がなされるということが問題であるという点の一つ。それからもう一つは、國民の權利義務に関する事項、そういう特別法をつくるという二つの点において、そういう特別法をつくるという場合には、必ず地方自治体における住民の住民投票で賛成を得なければ、國會といへどもこれを制定することができない、こういうのが九十五条の趣旨でありまして、まさにこの九十五条の趣旨から申しましても、この法律を制定するためには地方住民の住民投票にかけるべきものだと考へるわけでありませう。

は、そのようになつて提出された後において、明日香村住民の住民投票に問うて、その結果によらなければ、國會といへどもこれを法律として制定することはできない、こういうように私は考へております。

以上でございます。（拍手）

○北側委員長 これにて各参考人の御意見の開陳は終りました。

○北側委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大坪健一郎君。

○大坪委員 本日は、大変お忙しいところを、参考人の皆様わざわざお出かけくださりまして、ここにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

時間をいただいたのですが、残念ながら大変わずかな時間でございますので、要点を二つに区切つて御質問申し上げたいと思ひます。私は十分しかいただいておりませんので、ひとつ簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

この明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法は内閣から出されております。私も自由民主党としていたしまして、与党でございますので、この法律の提出の意図、それから法律が提出されて明日香村に対して行われるであろういろいろな補助あるいは援助等については全面的に賛成でございますけれども、実は先日、私も明日香村を訪問させていだいて、そこでいろいろ村民の代表の方の御意見を承つたり村長さんの御意見を承つたりいたしました。感觸では、政府が、わが國のきつめて価値の高い、法令体制の温存されておる、唯一と言つてもいいこの歴史的風土の明日香村を何とかして保存すると同時に、そこに住んでおられる方々の生活環境については、日本の現在のさまざまな法律制度のいろいろな状況を見比べた上で、何とかしても最も手の入つた援助対策をして差し上げたい

という意図でつくつたにかかわらず、大変厳しい御批判なり御不満が出ておるようでございます。私も、実態を十分把握されて反対をされておるのか、あるいは十分事情をのみ込まれて反対をされておるのかわからない点もあるわけでございませう。

高いところから拝見しますと、隣の橿原市のミ二開発あるいは乱開発の都市がまさに明日香村の境界線まで押し寄せてきております。明日香村は押しつぶされそうになっておる感じがいたします。それでは果たしてそういう橿原市の住民の方々は、明日香村に比べて、もっといい、もっと充実した生活か、それは非常に疑問のあるところでありませう。

したがって、いま明日香村の村政に責任をお持ちになつておられる、また大変御苦労を重ねておられます愛水村長さんは、基本的にこの法律についてどのようなお考えをお持ちなのか。村民の代表の方には大変な反対もあるようですが、お話を伺いますと、たとえば財政規模が十億からやつと十五億を超える程度に發展してこられた。そこへ國が一市町村の、地方自治法に基づいてつくる基金としてはちよつと例にない二十四億という援助をしよう。額はそんなに大きくないかもしれない。しかし、全体の較量から見ても、いままでの日本の行政の実態から見ても、非常に思ひ切つた措置ではないかと思ふのですけれども、これが非常に少ないから、それで開発ができないとかあるいは保存ができないとかいふ議論があるのは、私もどしどしはとも少し納得がいかない。

それから、この法律の中に、後から一円先生にも御質問いたしたいと思ひますけれども、いろいろな起債上の援助ですとか補助の援助ですとかいふ措置が決められております。過疎地帯でも見られないような援助が決められております。そういうものに対して、これでは十分な補てん措置になつていないとするならば、法制上、日本の地方自治を踏まえて行われておる施策で一体どういうことをすればいいのか、こういうことも考へられ

るわけでございます。もちろん、私もこれは満足するわけではございませんから、当然将来はこの法律制度を發展させて、援助等も發展させていきたいと思ひておりますけれども、その辺について村長さんの忌憚のないお気持ちをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○愛水参考人 ただいま、実情調査をいただきまして、誠にありがとうございます。御意見を述べた、こういうように御質問をされたわけでございます。これは、村民の代表は決して反対してゐるのではありませんでして、従来の九〇%近い規制を受けている現状に、住民対策として十分されなかつたといふことの不満のようなものがぶちまかれた、かように村長といたしましては解釈いたしております。

なお、この問題につきまして、住民個々にいろいろ御意見等も承つたのでございまして、村の立場を非常に理解いたして、大変御苦労いただいたこの法律を早く通してほしいという気持ちを持つておるのが住民の大多数でございまして、あの当日御視察いただきましたのは、再度申し上げますが、従来の九〇%近い規制の中で生活してきたことに對する不満といふか、そういうものが強かつたので、あるいはそのような誤解を与へてゐるのではないか、かように私といたしましては心配をいたしておつたような次第でございませう。

なお、それがために、住民と一番近い各大字の總代の方で住民の意見を取りまとめて、早く立法措置を講じて早期制定をしていただくようにというので、去る三月七日に、明日香特別立法措置法の今國會における早期制定に関する要望決議として、各大字、三十七名の大字總代が一応早く制定していただきたいということを決議してあります。村議會はもちろんでございまして、住民と最も近い代表の方から早期制定を願つてほしいという決議をし、お願いをいたしておるということから申し上げても、決して反対をしてゐるわけではない、かように御理解を賜りたい、かように思ふ次第でございませう。

繰り返して申しますと、まず第一点において、この明日香村に居住しております住民の、國民一般に憲法第十三条が保障しております生命、自由、幸福追求に対する權利が侵されなような十分の配慮をこの法案の中に盛つた上でこの法律が提出されるべきであるということ。それから第二点

なお、財政的に非常に貧弱な方が村に對しまして、整備計画に基づくところの財政的援助あるいは起債の特別な配慮あるいは財政的、技術的な援助等この法案に盛り込まれておまして、私といいたしましては、財政的に非常に貧弱な村でございまして、財政指数から申し上げても大変貧弱でございまして、その援助をいただくことによつてさらに整備計画を十分図っていききたい、かように考えておまして、大変喜んでおる次第でございまして。再度申し上げますが、住民も、また村当局といいたしましても、喜んでおるのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○大坪委員 愛水村長さんのお気持ちを伺いました、私も、一面安心をいたし、一面自信を持つた次第でございます。今後とも、御当局の御努力でこの法律の目的に従つたりばな村の計画ができ、村が發展されますようにお祈りをいたしたいと思ひます。

第二の問題でございます。第二の問題は、法律家であられる林先生と一円先生が御提起になりました、現行が国の憲法上から見て、この新しく制定されようとする法律制度が憲法に適合したものであるかどうかという論議で、なかなか重要な問題であらうかと思ひます。私もは立法いたすのを職能といたしておりますので、この点について明確にいたしたい点がございまして。

林先生と一円先生にそれぞれお伺いを申し上げたいと思つてございまして、林先生には、九十五条の特別法と住民投票の關係で、「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票において」云々、こう書かれておりますが、この「一の地方公共團體のみに適用される特別法」という、非常に一般的な書き方をしておられるけれども、憲法の公正、地方自治の尊重、それから条理上から見て、この非常に一般的な解釈で、すべての「一の地方公共團體のみに適用される特別法」がこの規制に従わなくてはならぬのか。それとも

先ほど先生のお話でございまして、ちょっとはつきりいたしませんでしたが、たとえばその地域の経済的利益を増進するための国の援助を決めた法律といつたような趣旨の法律は、地方自治の本旨から見て、その住民の地方自治の組織なり権限なりを侵すものでないから、この九十五条に該当して規制を受けるものではないというお話もございまして、その辺のところをもう少し御説明をいただきたい。

○林参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げましたのは、憲法九十五条におけるいわゆる特別法でございます。これは地方公共團體という団体そのものをとらえて、この団体の組織、権能、運営等について法的拘束を与える。そういうものがここに言う特別法に当たるといふのが、従来の国会における立法された経緯でもそうだったと思ひますし、九十五条の解釈としてもそれが妥当なところであらうと考えるわけでございまして。法的拘束を与えるような場合には、その拘束の内容は、仮に経済的援助というふうなものでも、それは九十五条に当たる場合もあり得るかと思ひますけれども、先ほど申しましたのは、そういう法的な拘束をしないで、単に事実上の問題として経済的援助のみを与える。こういうものはある特定の地方公共團體が対象になつていて、法律でも九十五条の法律に当たらない、これが従来の取り扱いでもあり、それが妥当な解釈であらう、そういうことを申し上げた次第でございます。

同時に、直接は申し上げませんでしたけれども、先ほどちょっと一円先生が言われたことに關連して申し上げますけれども、九十五条の特別法は、ある特定の地方公共團體の地域とかその地域住民をとらえて、これに對する若干の規制をしている。そういうものはここに言う特別法に当たらない、そういう解釈がずっと行われているのです。また、そういう解釈であらうと思ふのです。たとえば、北海道開発法であるとか、あるいは奄美群島の振

興特別措置法とかあるいは小笠原の振興の措置法等に關してもそういう議論があつたようでございますが、これはその地域なり地域の住民をとらえて規制がそういう人々に及ぶ。それはここに言う特別法には当たらない。もちろんそういう地域住民に對していろいろな法的規制を及ぼすものについては、憲法上の配慮が必要であることは申すまでもございませぬけれども、九十五条の關係から言へば、その九十五条の特別法には当たらない、こう考えておるわけでございまして。これは先ほど申し上げましたことの裏として当然それがあることとございまして、いまの大坪先生の御質問の趣旨にもそういうことがあるかと思ひまして、それもお答えする次第でございます。

○大坪委員 もう時間がなくなつてしまひました。大変ありがとうございました。

もう少しお聞きしたいのですが、最後に、一円先生はこの立法に關連いたしまして、憲法十三條をお引きになつて、憲法十三條との關連で、十分な住民生活の保護、援助の規定を欠いておるから、どうも違憲のにおひが強いというお話をなさいましたけれども、私のちょっとわかりかねますのは、このような環境保護の目的も含めた法律では、国民の権利なり義務にいろいろな形で触れる法律も出てきております。しかし、それは憲法の規定上、十三條、その前の十二條の規定もあることでありますし、公共の福祉というものの調和で解釈をされておるように思ひます。この、国民一般に憲法が保障している権利を十分に配慮して法案を出せよという一般論で、果たして明日香法の、現在この法律の中で決めておりますさまざまな特殊の援助、これはもちろん当該地方公共團體に援助が行われ、それが計画に従つて住民の具体的な生活に援助として出てくるものであらうかと思ひますけれども、それを考えた上でも、なおかつ先生は、この明日香法の、わが国のこういう法律制度では珍しい、非常に積極的な援助政策も十分事足りるものではないかという御意見をもちでございませうか。その点をひとつお

聞かせたいと思ひます。

○一円参考人 お答えいたします。

私も、ただいまお尋ねの、こういうような規模、額、そういうことについて、明日香村の規模及び村の方の将来の生活の上で十分かどうかということについての実情を、必ずしもはつきり調べて知つておるわけではございません。明日香村に行つたことがございませぬ。しかし、そこに書かれておりますことを見ますと、先ほど私が言ひましたような、今後の細かい、生活をする上における建築物とか、営業とかあるいは居住その他のものもろの制限があり得るということは、これは明らかでございます。

そういう場合に、むろん飛鳥を保存しなければならぬということは大変大事なことだと思ひますが、将来、何十年あるいは何百年にわたつて保存する上で、その変化に應じた住民生活の保障ということについての規定がここにはない。それからあるいは県の助成ということも、明日香の環境を保全する上で必要な事業についての補助でありまして、住民の生活についての補助という点が非常に弱いといひますか、欠けていふところと、この点が憲法十三條との關係において問題がある、こういうふうに考えるものでございまして。九十五條につきましても、林先生と若干考え方は違ふと思ひますが、やはりこれは一の地方公共團體に對する特別法であります。この規定を憲法がつくつた趣旨は、地方自治体には自主性と自治権というものを与える、地方自治体に自治権を与えるということを憲法自身が定めたわけですから、自治権を奪うことはできない。その自治権も、單なる地方自治体だけではなくして、地方自治体の自治というものは住民の自治によつて行ふということがその内容にありますから、二つあります。一つは、地方自治体がその自治を行うに当たつては、住民自治において行ふべきだ、こういう二つの内容を持つた自治権が憲法に定められていふ。したがひまして、住民の権利義務に特別の影響を及ぼすということ、それから、一の地方自治体

い、かように思う次第でございます。

○林参考人 私は、憲法学者としての憲法解釈を

ている九十五条の規定に触れる、触れてもやる

する」云々ということがあるのは憲法との関係で

どうかという御質問かと思いますが、古都保存法には国土愛と書いてあり、これには国を愛するということを書いてございまして、これが果たして同じことなのか若干違ふことか、これはいろいろ御議論があることだと思いますけれども、それは実は、憲法との関係から申せば国を愛する、国家というものを国民が愛するということは当然のこと、別に憲法との関係、それによって憲法に違反するというようなことは起こってないと思います。国土愛という言葉を使うか、国を愛するという言葉をかはさずに立法政策の問題でございまして、憲法に触れるような問題ではないと私は考えております。

○一円参考人 この「国を愛する心の涵養に資する」ということが重点の一つだと思ひます。国を愛するということは必ずしも古い文化あるいは遺跡を見ることがよって愛国の心が涵養されるだけではないと、むしろこれ一つでありますけれども。

ちょっとよその国の例を申して大変失礼でございしますが、中国も大變古い遺跡を大事にいたしてあります。大事にいたして保存してありますが、同時に、これは過去のあの専制政治のもとで行われたんだ、しかし、この人民がこういうものをつくった、文化遺産だということを特にあそこに書いてある。日本が別にやらう必要はございませぬ。ならう必要はないのですけれども、日本の国を愛するといふ心は大事であります。日本人である以上日本の国を愛しなければならぬが、愛することは過去から現在、将来に向かって日本の国を愛しなければならぬ。その一つとしてこの古い文化遺産を見て、昔にこういう文化があった、そういうものをわれわれの祖先がこうやってつくつたんだ、われわれの祖先の個々の農民その他の人がつくつたんだ、あるいは為政者がそれをつくつたんだというのを考える一つでございまして、いかと思ひます。

○北側委員長 井岡大治君。

○井岡委員 参考人の方々、大変お忙しいときにお願いいたしまして、審議のために御協力いただきまして、感謝を申し上げます。

そこで、先月の二十六日、私たち社会党で視察に参りました。そのときに、先ほど同僚の井上君からあるいはまた自民党の諸君から質問がございまして、住民がかなり不満を持っている、こういうことについてどうかという質問がございました。村長は、それはそうではなくて理解をしてくれてゐるんだ、こういうお話でございましたけれども、私たちの住民の皆さんとの懇談の席上、村長もお見えになっておりましたし、あるいは議長もお見えになっておられました。その中で極端な言い方だったと私は解釈をしておりますけれども、二十四億円を明日香村を売ってしまうのか、こういう質問がございました。

そこで私はいろいろ考えたわけでございしますが、村長に一つだけ参考のために聞きたいのでございしますが、隣の榎原町ですか、あの地域の国民所得、それから明日香村の国民所得、これはどういふことになっておりますか。一人当たりの所得と云うことです。

○愛水参考人 榎原市と明日香村との住民の所得と申されました、一概にお答えのできません。問題がございまして、申しますのは、榎原市の場合の経済基礎が異なっておりますので、その所得の換算は非常に私どもではつかみにくい状態でございます。ちょっと明確な資料も私調べておりませんので、はっきりしたことは申し上げにくい、かように思う次第でございします。

○井岡委員 私たち、そこで懇談の中で聞いた中から意見でございしますが、それだけに、いま一円先生が御説明いただいた中でこの八条の事業、これと、いまお話がございました憲法十三条との関係、これはどういふことになりまして、一円先生にちょっとお尋ねをいたしたい。

○一円参考人 明日香法案の八条は、次に掲げる事業に要する経費の全部または一部を支弁するた

めに明日香村整備基金を設ける場合には、国が二十四億円を限度としてその資金の一部を明日香村に對して補助する、この規定しております。そして、その内容について三つありまして、一つは「歴史的風土の保存を図るために行われる事業」の場合にこの二十四億円を限度とする中からこれに充てる、それから第二は「土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業」これをする場合にこれを出す、それから第三に「住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの」この三つの場合に限定をいたし

まして、二十四億円を限度とする補助をするといふことがこの八条でございします。しかし、私の現実を考へてみますと、明日香村の住民といたしましては、土地も開墾できない、あるいはひよつとしたりビニール栽培といふことも歴史的風土に反するといふことにはされるかもしれない。いろいろの問題が個々の住民の生活上の問題として将来にわたって存在し得るだろうと思ふ。こういうものについての十分な補償といふことが、この条文の規定からしますと必ずしもないのではないかと。そういう点も特に入れて、現在何十億あるいは何百億といふ金を出すとこれは国家財政からむづかしいかもしれないが、しかしこの法案が續く限りはそれに見合うものを出す。そして住民に十分協力をしてくれ、歴史的風土を残そうじやないかといふことを特に入れてくださる方が、本當に歴史的風土を残そうといふ政府の本心が、これが国のためだといふことをお考えになるならば、むしろ将来にわたってそれを補償するような規定を設けていただくならば、憲法——それにもかかわらず、おれはもととうけたいといふので住民がこれに反対する。これは罰則を含んでおりますよ。住民がこれに反対した場合には、一年以下の懲役が科せられるといふ規定を含んでおりますので、大變重大であります。そういう規定を加える以上、しかもそういう配慮をしないでやるといふ

ことになるならば、憲法の十三条の規定に反することになりはしないかといふことを私は考える次第でございします。

○井岡委員 林先生にお伺いするわけですが、林先生は、かつて内閣の法制局長官をおやりになっておられましたから、これは議案が決まればそれでよろしいという御返事になるかと思ひますけれども、いまの八条の問題ですが、この法律は、その事業に對して補助をするのであつて、個々人に對する援助といふものは一つ含まれておらない。しかし、憲法の十三条は、個人の人格なり權利といふものを非常に高く評価をし、尊重しなければいかぬ。ただ、公共の福祉といふものを何の尺度ではかるかといふことについては、これは議會で決めることだ、こうおっしゃるかともわかりませんが、あつてもいいのではないか、こう思ひますが、この点について参考人の御意見を願ひします。

○林参考人 いまの御質問の御趣旨でございしますが、先ほど一円先生が言われた憲法十三条の関係、ちょっと私一円先生の言われたことで理解しかねる点もあるわけでございしますが、一般的に住民との関係で申しますと、住民の行為の規制、たとえば先ほど言われたような自分の所有している家屋とかあるいは農地等の形状の変更が制限を受けるというところは、実は古都保存法そのものであるわけでございします。古都保存法の特別保存地区につきましては、相当嚴重な規制が行われております。それが今度明日香の特別措置法案では、明日香村全域について特別保存地区とするというところでございまして、この規制の内容は、実は古都保存法の規定から来ておるわけでございします。

それから同時に、そういう一般の国民なり住民の行為の、いわゆる公用制限とわれわれ申しますのが、公用制限の規定は、ほかの法律でも、たとえば自然環境保全法とか自然公園法とかあるいは都市計画法とか、いろいろな法律でそういう行為の規制があるわけでございします。そういうものに

対して、それが憲法十三条あるいは二十九条の關係でどこまでできるかということ、これは一般的な問題としてあるわけでございまして、これにつきましても、憲法との關係から申せば、個々人の行為の規制については、主としてそれは経済的な利益と関連してまいりますから、憲法二十九条の財産権の保障というところと関連して行くと思ひます。しかし、これは学説的にも従来の立法の取り扱いでも、行為の一般的な制限は、いわゆる受忍限度のものは特別の補償は要らないというのが従来の立法の考え方でございます。これはいま申しましたように、自然環境保全法にしろ自然公園法にしろあるいは建築基準法にしろ、もろもろの法律でそういう住民なり国民の行為の規制をやっておるわけでございまして、これは一般的な制限である限りには補償は要らない。しかし、それが特別偶然的損失をもたらすようなものについては憲法二十九条から補償が要するというような考え方でございます。

その補償に当たるか当たらないかの問題でございますけれども、これは先生たちには釈迦に説法のようなものでございまして、古都保存法では、御承知のように、特別保存地区につきましても、形状の変更等については知事の許可が要るわけですが、その許可が得られなかった場合において損失を受けたという場合、損失が本当であれば、通常生ずべき損害に対しては補償するという規定が古都保存法に入っております。それから、許可を受けられなかった場合においては、その所有者等の側から、県に対してその財産の買い取り請求をすることもできることになっております。今度の明日香村のこの法案は、古都保存法に基づく特別保存地区と同じ扱いをされておるわけでございまして、この規定は当然これにも適用があるわけでございます。これは個々人の行為でございます。ね。これについては、いま申しましたように、特に明日香村の住民に対して、明日香村全体についてそういう規制が及ぶという点においては相当特殊な問題がございまして、個々人の立場か

ら言へば、いろいろな法律で公用制限を受けているということと特別の質的な差はないわけだと思ひます。

そこで、この八条の基金は、明日香村全域がこういう特別保存地区に指定されて、住民においてもいろいろの行為の制限を受ける、あるいは生活上の利便についてのいろいろな制約がある、それに対して、村として第八条に書いてあるような趣旨でこの基金を設けて、その基金の運用益等で歴史的風土の保全とか、あるいは歴史的風土の環境に合ったような建築物の制限に伴ういろいろな方法の考案とか、あるいは住民の生活の向上、安定というためにこれを使うということをやるといふことが書いてあるわけでございます。私はそれはそれでいいのではないかと。つまり、住民の個々の問題につきましても、古都保存法の規定が適用があることと同時に、これは先生も御承知のように、一般的な法律でいろいろな公用制限をしておりますが、これと比較して、特にこの場合にそれが欠けておるといふことは私はない、かように考えておるわけでございまして。

○井岡委員 古都保存法によってこの法律がつくってある、こういうことですね。そうだとすると、私はここに一項を入れる必要があると思ひます。これは御承知のとおり、風土保存及び環境の整備に関する、これだけなんです。何も古都保存法によるといふことは、一つも書いてないのです。そうだとすると、私は一項入れるべきだ、こういうふうに思ふのですが、この点について一円先生のお答えをいただきたいと思ひます。

○一円参考人 ただいま御質問のとおりには考えております。

それからなお、こういうことを言いますと若干失礼でございますけれども、古都保存法そのものが実は問題をやらんだ法律だと思ふのです。京都府、奈良市、鎌倉市、その他政令で定める市町村を古都保存法の対象にする、こうなっております。三つは名前を挙げております。ですから、そこで本来住民投票すべきであった、こう考える。それか

らそのほか全国いかなる土地であれ、政府の政令で定めたらこの規制の対象になるという、それはこの国会が本来つくるべきもの、そして住民投票によって個々の市町村を規制の対象に置くという憲法の趣旨からいいますと、古都保存法そのものが憲法上の要件を欠いておる。したがって、できまじらしかるべき措置をいまなきおおくのが適當ではないかということをやと、これはかえって混乱をさせると思ひまして先ほどから遠慮いたしておりましたけれども、そのように考えます。

○愛水参考人 大変失礼いたしました。手元に資料が出てまいりましたので、御報告申し上げたいと思ひます。

納税義務者一人当たりの所得の平均でございますが、明日香村の場合は年間百六十三万三千円、橿原市が百九十七万七千円、桜井市が百七十六万二千円、高取町が百六十七万二千円、以上のとおりでございます。大変失礼いたしました。

○井岡委員 いま村長からお話ございましたように、橿原市との境というのが本当にわかりません。一方は農業所得で百六十万円、一方は百九十万円、こういうところにこの法を実施するに当たって、いわゆる個人に対する何らの援助と申しますか、補償と申しますか、こういうものは見ておられない。したがって、先ほど申し上げましたように、私は八条に一項設けるべきだ、こういう考え方を申し上げたわけでございまして、時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○北側委員長 松本忠助君。

○松本(忠)委員 林、一円参考人にお伺いをいたします。

本法案は、明日香村の区域の全部について歴史的風土を保存するための規制と財政上の優遇措置、これを行う、そして明日香村の住民の生活の安定を図る、こういう目的のための法律でございます。御存じのように、本法案は行政単位の地域を限定して歴史的、文化的風土の保存を図る、こ

ういう法律でございまして、問題となっておりますのが憲法九十五条でございます。

そのために林先生、一円先生の御両所において願ったわけでございまして。この憲法九十五条を受けまして国会法の第六十七条で「一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。」こう書いてございまして。したがって、この憲法九十五条に該当するかどうかということが最大の問題になつておるわけでございまして、そこでそのことについてお二人の先生から御説明がございまして。明快な御説明で、私も聞いております。よく理解できたわけでございまして。

特に林先生から、第一条から第八条まで逐条的に細かく御説明をちょうだいいたしました。これが憲法九十五条に当たらない、こういう御説明を伺いました。

また一円参考人からも本法案が憲法第十三条に述べられていられるところの国民の権利が十分に守られていられるかどうか疑問がある、こういうお話でございまして。これまた傾聴すべき御意見でございます。

ただいま自民党、社会党のお二人、合計三名の方々からこの問題につきまして繰り返し繰り返し御質問もございましたし、補足の質問がありましてお答えをちょうだいいたしましたので、この問題については国会で議決すること、考えることであります。国会で決定する問題でございまして、御意見は御意見としてちょうだいいたしまして、私どもが今後の審議の上において九十五条に当たらないかどうか、この判断をしなければならぬ、こういうふうな思ふわけでございまして。お二人の先生方の御意見を十分踏まえまして私ども今後の審議に当たりたいと思つております。大変ありがとうございます。

そこで愛水参考人に伺いたいわけでございまして

そこで、あの三月十二日の、あるいはまたその後三月十七日に再度お話がありましたけれども現時点で住民投票が行われるということになった

100

100

ひつきは、この言葉が古都保存法のような目録規定になったからこの規定は落とすんだとか、この

規定はこう修正しなければいけないというようなことは私はないと思います。ただ、こういう言葉が使われたのは、古都保存法の場合は古都保存の対象になる地域は比較的広いわけで、奈良、京都のほかたとえば現在も鎌倉等も指定されておるわけでございますが、明日香は特殊の歴史的環境を持つていてというようなことでこの言葉が使われたんだと思うわけでございまして、そういうことから明日香全域を指定するというのも出てきたわけでございまして、直接の結びつきとは言えないかも知れませんが、一条でこの立法に当たって政府当局が考えられたのは、明日香村全域が特殊な歴史的環境を持つていて、そういうことはそれは何だと言え、日本最古の律令体制でございまして、律令体制の国家が成立したものだ、そういうことから出てきているのだと思ひます。この規定で直接にこれがどうなるということじゃございせんけれども、この一条にそれが入った趣旨は明日香の特殊性から来ているんだらう、かように考えるわけでございします。

○瀬崎委員 以下、愛水村長さんに伺いたいのです。時間が非常に少ないので簡単な答弁でお許しをいただきます。

昭和四十五年に「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」と題する閣議決定が行われました。一応具体的に道路の名前も挙がった道路改良、あるいはまた飛鳥川という固有名称を付した河川改修、公園、ごみ処理場、駐車場、周遊歩道などの村民対策を講ずること。もう一つは、国、地方公共団体及び民間が一体的な協力関係で飛鳥地方の文化財を保存し、住民生活の向上を図る、そのための機関として飛鳥保存財団を設立する、こういうふうなことが決められましたね。こうした措置がもし十分なものであるならば、この新たな法律をつくってこれというふうな動きにはならなかったのではないかと。どうしても特別法をつくってこれということになったのは、この四十五年の閣議決定そのもの、またそれに基づく国の施策がきわめて不十分

であった、こういうふうに見なければならぬんじゃないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○愛水参考人 その問題につきましては、簡単に申し上げたいと思うわけでございしますが、いろいろな環境整備事業等について十分お力添えをいただいて、明日香村におけるこの環境は大変よくなってきた。ただ問題といたしましては、住民の対策を主とした事業といえますか、そういうものが少なかつたということと同時に、その当時答申の中で、明日香特別立法についても検討されるべきであるという条項が入つておつた、かように記憶をいたしておりますが、それから四十五年以降、それを中心として明日香特別立法の制定を本日までお願いをしてまいってきた、こういうこととでございします。

以上でございします。

○瀬崎委員 大きな道路や河川の改修は別として、きめ細かな住民対策というのは結局この飛鳥保存財団にかかつておつたんじゃないかと思うのです。ところがこの飛鳥保存財団に対して、先般調査に伺いました折に、総代会の皆さん等数人相当厳しい批判を出していらつしたと思ひます。

実は総理府に聞いたんですが、なるほどやった項目はたくさんあるんですね。村道舗装の住民負担軽減とか、公民館建設助成、公民館活動の助成、水路改修助成、小規模土地改良の助成、遠距離通学の助成、わら屋根のふきかえ助成、無住社寺の修復、古代民家の保存、虫害防除、石積み助成、清掃団体のほう賞、清掃費の助成、十三項目か十四項目あると思うのです。ところが出した金は極めて七千六百万円、こういうことですね。約十年間であります。一つの項目については数万にすぎなくなるのです。こういう点で、この財団というのは外部から来られるお客さんたちには役立ったかも知れないけれども、結局村民にはお茶を濁したにすぎない、こういうことになったんじゃないかと思ひているのですが、村長さんの率直

な御意見を承りたいと思ひます。

○愛水参考人 お答えを申し上げます。

飛鳥保存財団が閣議決定によつてつくられたのでございまして、その間、先ほども申し上げましたように、現在で四億、四億の八億でございします。か、五十五年度で十億になるかと思ひますが、その間いろいろな整備事業に対してお力添えを賜りまして、また法律上処理できない住民対策に対してきめ細かな援助を賜つたのでございします。ただいまお話しございましたように、十年間で七千六百万という、それと外来者を受け入れる整備事業というのが大変多うございしたものでございまして、住民の中から先日のような不満が出た、私、かように解釈をいたしております。

以上で終わります。

○瀬崎委員 村民の政策に直接響く施策がきわめて貧弱であつた反面、駅前広場の一等地はこの財団が買ひ占めてると言つたら言い過ぎかも知れませんが、占有している。国際の家とか総合案内所はりっぱなものをつくつた。ところが自分の字には公民館一つ、集会所一つでできていない。国際の家を利用してと言われるが、あんなところまで行つて利用できるか、こういう手厳しい批判もありましたね。こういう点であるとか、また財団の役員等見ますと、村長さんも理事の一人であつた。林先生もいらつしたわけでありまして、たとえば理事長は松下幸之助さん、常務理事は二人が二人ともそれぞれ財界の大物、それから常任理事が七人いらつしています。このうち五人までがやはり財界人ですね。こういうふうな状況で、果たしてこれが本当に飛鳥の文化財の保存を担ひ得る組織だったのか、また村民の生活向上を本当に担ひ得る組織だったのかという点で私は疑問を感じるわけなんです。ですから、今回特別立法がこういうふうな提案されているわけですから、一方こういう財団の役割りについては考え直すということも必要ではないかなというふうな気もしているのですが、いかがでしょうか。

○愛水参考人 財団の果たしてきた役割りというものも、私といたしましては村民のきめ細かい事業に対して手を差し伸べていたのだということについては感謝をいたしております。ただ、問題といたしましては先ほど申したような問題が村民の感情の中にあるということだけは申し上げておきたいと思ひます。

なおまた財団の方と私の方とまだ詰めはいたしておりますが、特に総理府の管理室等の御指導を得て、三十億の基金をいただく関係からその利子で財団に從來やつていただいていた事業に回せるものが数多く出てくるのじゃないか、したがつて財団とのあり方についても考えていただくことになるうか、かように思ひます。また財団の方といたしまして、そういうようなことも私に漏らしておりましたので、そのように御理解を賜りたいと思ひます。

○瀬崎委員 一般的に、何か国民を引きつけるような名所旧跡等がありますと観光客がふえる、そのことによつてホテル、旅館の宿泊者の増加あるいはレストランの飲食の増加等と間接的にも地方自治体の財源が潤うというのが通例なんでありまして、明日香村の場合、ずいぶん観光客がふえたわけでありまして、そのことによつて自治体の財政が潤つた、あるいは村民の所得が潤つたというふうなことは考えられます。うか。

○愛水参考人 ただいま御指摘のとおりでございまして、明日香村としてはほとんど潤つていない、またレストラン等もない、いろいろな観光客向けの施設がないというところが同時に明日香の特徴であらうかと私は考へておるような次第でございします。

○瀬崎委員 この点、私も十分留意をしなければならぬと本案の審査に当たつても思ひます。同時に、明日香村で村民の方々の所得についてありますが、農業以外で何かまとまった収入源になつていないものがあるのでしょうか。

○愛水参考人 農業以外の所得と申しますと、小さな商工業程度のものでございします。ただ問題と

しましては兼業農家が増加しつつありまして、大阪、京都方面に三十分ないし一時間足らずで通勤できるものから、兼業農家の増加が目立っており、おとこのものもそういう理由でないか、かように考えております。

○瀬崎委員 いろんな施策につきましてわざわざ特例法をつくってまで、不十分ではあるけれども国が一定の助成の強化をしようということになっているのでありますが、おとこの委員会審議を見ておきますと、事業についてだけは、特に生産調整については、全く一般的扱い、奈良県にも通常の割り当てをして、考えるのなら奈良県の中で適当にやってくさいよという話であつたのでありますが、これは体系から見ても私はおかしいように思いました。生産調整についても、農業以外にこれといった地場産業は考えられない、施設園芸をしようにも規制を受ける、こういう現状では、これもまた国としても特例を考えて、明日香の生産調整については例外扱いにする、こういうことであつてしかるべきではないかと私は思っているのですが、村長さんのお考えは率直にいかがでしょう。

○愛水参考人 私、いつも申しておりますが、明日香の風致、景観を守っていくということにつきましては農業立村でいかにするを得ないと思っております。ただ、先日米のお話のように、農業経営そのものが国全体として非常に収入の少ない、非常にやりにくい状況に置かれておる。その中にある明日香の農業をどう進めていくかということに對しましては、非常に私としても頭を痛めておるのが偽らない気持ちでございます。

ただ、特に米の生産調整につきまして、私はむしろ明日香で稲穂がなびくところに明日香の風土のよさがあるのじゃないか、そういう意味から、生産調整については格段の御配慮をお願いしたい、こういうことで県の方へも要望し続けてきたわけでございます。特に特別保存地区の農地は飛鳥米に適した地域でございます。従来から酒米につくられておった地域でございますので、その

点につきましては県の方に特別にお願いをし、あの地域については県の方では配慮をしてもらっているという現状でございます。

○瀬崎委員 明日香村にあります、あるいは飛鳥地方にあります文化財の保存、これは地下にある文化財の保存が中心でありますために非常に困難を伴うわけでありますが、これを成功裏に進めるためにも、専門家といましようか、飛鳥の文化財を系統的に研究していらつしやいます研究者の方々とそれから明日香の村民とが、対立関係になるのではなくて、できるだけ協力関係になることが大事ではないかと思うのです。その調和を図る責任が私は国の政治の責務だ、こう思つておるのであります。この点に多少、多少どころか大きな手抜きがあつて、いろいろトラブルもあるんじゃないかと思つても、願わくば村としても、今後の法律の目的とする片や文化財の保存、片や村民生活の向上、この調和を図るためにいろいろと努力をいただきたい、こう思つておりますが、そういう両方の調和の問題について村長さんの御意見を伺つて終つていたいと思つております。

○愛水参考人 大変ありがたい御意見を賜りました。私といたしましても、片や風土並びに景観、地下遺構の保全とそれから住民の生活向上の調和をどの点で求めていくかということが非常にむずかしい問題でございます。なお、私の方では文化財保護委員会という諮問機関を持つておりまして、これは民間から選んでおります。あるいは学者の中から選んだ方々、そういう関係の方々に十分御意見を賜つておりますのがいままでの行き方でございます。

なお、今後この法律が制定をいたされますと、特に基金制度の問題と関連をいたしまして条例を制定しなければならぬことになつておると思うのでございます。自治法の二百四十一条に基づきます条例を制定して云々ということでございます。細かい条例を設けなければならぬ、かように考えておりますと同時に、審議会をつくりまし

て、住民からの代表もそれに参画をしていただいて、村の保存と住民対策との意見を審議会で十分聞いた上で処理を図つていくように考えたい、かように考えております。

○北側委員 吉田之久君。

○吉田委員 参考人の皆さん御苦労さんでございます。

いろいろこの問題でちよつと考え方の交通整理をする意味でお尋ねしてみたいのでございます。飛鳥地方とか飛鳥時代、その飛鳥地方の歴史的文化あるいは遺産を守ろう、あるいは風土を保存しよう、この基本的な考え方は、飛鳥の方の飛鳥でございます。千三百年昔に律令国家ができた。それはわが国の国家体制の原形形態である。しかし、それは昨今まで特に守る法律もなく、自然のなすがままに任せていた。たまたま現在の明日香村というのが昭和三十一年に誕生しているわけですね。飛鳥村と高市村と阪合村が三村合併して明日香村ができた。したがって、明日香村は、在来の飛鳥の文化を守ろうということで、きわめて自主的に村民の方々が努力をしてこれだけだ。私は飛鳥の歴史というのは、現在の明日香村だけではなしに、現在の桜井市にも橿原市にもずいぶん広がったものだったと思うのです。それは時代の変化の中で新しい市になつて、特にそういう規制もないし、次々と近代化していった。たまたま明日香村が自主的な努力をしていただいたところ、古く保存法ができて、四十一年以降これは一層いろいろと保存しようという規制もかかってきた。ですから、今日までもうすでに規制は続いているわけなんです。

しかし、それでは非常に村民生活に支障を来す、だからひとつ何とかしてほしい。固定資産税も減免してもらえないか、あるいは補助率も他の町村とは違つた特段のかさ上げをしてもらえないか、ついでには特別立法をつくつてもらえないか。これが現在の明日香村と奈良県の要望であり、それに基つて今日に至つておる。政府がようやく特別立法の決断をした、私はそういうふうに理解

いたしております。

したがって、先ほどから九十五条の問題がいろいろ問題になつておりますけれども、こういう歴史の経過を尋ねますと、むしろ辛うじて現存の明日香村を範囲として守らざるを得ないという状況にある。たまたまそれが行政単位の明日香村とびつたり合つていただけであつて、その趣旨とか精神とか中身というものは、そういう村の権能を規制するといふ意味ではなしに、むしろ保存するためにどうすればいいか、規制もある程度それは受け入れよう、そのかわりいろいろと村民の生活安定のための援助措置も講じてもらおう、こういう趣旨からできつあるものだと思うのですが、村長さんの御見解はいかがですか。

○愛水参考人 いま先生のおっしゃつたとおりでございます。従来から、古都保存法が制定になつて施行される以前から、何がしかの保存を現実にやつてきたということは、これは事実でございます。なお、古都保存法の制定に基づきまして、特に特別保存地区あるいは保存区域とかが設けられ、また同時に都市計画法に基づく県条例によるところの風致条例が制定された、こういうことから、先ほどお話しのように、やはり住民を対象とした援助をするための、あるいは生活の安定向上を図るための特別法を制定していただきたいというところをお願いし続けて今日に至つてきた、こういう経過でございます。

○吉田委員 そこで林先生にお伺いしたいのでございますが、いま村長さんがおっしゃつておるような経過の今度の特別立法でございますから、私は、まさに先生がおっしゃつており、この立法は住民の権能を大變一方的に制限するという、住民の側から言へば非常にネガティブな中身だけの法案ではない、したがつてそういう意味で、九十五条の住民投票を行う必要を持たない法律案だといふふうに思つてございませう。

たとえば、明日香村の村長は今後永久に知事が任命するとか、明日香村が条例を定めるときには国の許可を受けなければならぬとか、こういう

規定の法律でありましたら、私は九十五条の適用に値する当然の法律だと思ふのですが、今度のこの内容はそれと全く違つた、むしろ在来規制されたものは規制されたとて村民に対する何らかの保護措置を確立していかうという意味ですから、九十五条の法の精神とは全然次元の違ふ法の内容だと思ふのです。それでよろしうございませう。

○林参事 いま吉田先生がおっしゃつたとおりと考えております。

古都保存法ができましたのはたしか四十一年だと思ひます。これに基づいて古都保存区域それからまたその中の特別保存地区というのが次々と指定されていつたわけでございます。飛鳥地方につきましても先ほどおっしゃいましたとおり、明日香村のほかには橿原市、桜井市の一部も古都保存区域に指定されております。特別保存地区になつてゐるところもございませう。この特別保存地区につきましても古都保存法に基づいていろいろ一般の住民の行為の規制がかかつてゐるわけでございます。今度の法律はそれを受けておりまして、それはそういう住民に対する規制は古都保存法の系統で来てゐるわけでございます。それについて特別の規定としては、結局全域が特別保存地区になるというところにあるわけでございます。それから第一種と第二種の歴史的風土地区を置くというやうなところがあるわけでございますが、大部分の規定は、いまおっしゃつたとおり明日香村全域を特別保存地区、従来も大部分が特別保存地区になつてゐたわけでございますが、それをさらに拡張して明日香村の歴史的風土を守つていくというために全域を特別保存地区扱いにする、それについては住民の生活基盤の安定向上の見地から、この村に対してある程度の財政的援助を与える、あるいはその方法としては幾つか書いてございませうが、そういうことが主体の法律でございます。

これは先ほど申しました憲法九十五条の基準から申せば、憲法九十五条の特別法というのは、特定の地方公共団体の権能とか組織とか運営について

の法的拘束を与えるものだ、そう考へるのが妥当だと思ひます。それから申せば、いま申したやうなものでございませう。また明日香村に対して若干の財政的援助が行きますけれども、これは明日香村が自発的に整備計画に基づいて公共事業等をやる、あるいは基金を設ける場合に財政援助をするというものでございまして、明日香村の権能に対して特別な制限なり法的拘束を加へてゐるものではないと思ひます。これはまさに九十五条に当たらない、かように考へるわけでございます。

○吉田委員 そこで一円先生にお伺ひしたいのでございませうが、いまお話しのとおり、住民にかかゝるいろいろな規制等は古都保存法ですでに決められた問題でありまして、先生のおっしゃる憲法十三條に違反するかどうかという問題は、それは古都保存法それ自体にかかゝるならばかゝるべき問題でありまして、私は、今度の明日香のこの立法について特にそのことが憲法十三條と抵触してゐることにはならないと思ふわけでございます。

それからいま一つは九十五條の問題でございます。ここにも地図がございませうに、この白い部分でございませう、この白い部分はすでにいう古都保存法によりまして完全に特別地区としていゝば凍結されてゐるわけでございます。これを今度第一種の特別保存地区にしよう、そして、同じ村でございませうからいろいろと重要なところがありませうから、残つてゐる部分も村全部第二種特別保存地区にしよう、こういう考へ方でございます。

ですから、もしもこれがどうしてもたまたま一つの村全域にかかゝる法律でいろいろな制限事項があるから住民投票をしなければならぬというのでありますならば、政府が住民投票をもし避けようとするれば、一坪と言つては極端ですが、一ヘクタールでもこの山林の部分を除外しておけば住民投票にかかゝらないことになりませう。あるいは明日香村が、それならば隣の高取町と合併しようとか橿原市と合併しようということになれば住民投票

の對象に全くならない理屈になりますね。私の言ひたいのは、たまたまいま申しました配慮から村全体がこの立法の措置を受けることが、村の住民のために基金の創設のためにも大變合理的であるし、實際の運用がスムーズにいくことだ、こういう趣旨でできてゐる法律案でございますから、住民投票の概念には当たらないと思ふのでございませうが、いかがでございますか。

明日香法は、特別に村長を知事が任命するとか、議會をなくするとか、そういうような組織あるいは運営に關することには關係してゐない、こう申します。なるほどそれはそのとおりです。しかし、地方自治体の運営の上で非常に大きな制限がなされてゐるということをやまず申しておきたいと思ひます。これは、たとえば第四條を見てみますと、まず、内閣総理大臣は歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るために生活環境及び産業基盤の整備に關する基本方針を定める、そしてこれを知事に示す、知事は、その整備基本方針に基づいて明日香村の意見を聞いて、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備に關する計画を作成する、そして内閣総理大臣に承認の申請をすることができ、こういうことになつております。

○一円参事 お答えいたします。二点お尋ねであつたと思ひますが、初めのお尋ねを後からお答えいたします。

後の方は、古都保存法によつて明日香村の一部の地域は特別保存地区に現に指定されてゐるということでございます。それで現在の明日香特別法案は全域を古都保存法に言ふところの特別保存地区にしよう、そういう案でございます。全域を特別保存地区にして、さらにそれを一種、二種の二つに分けて、従来特別保存地区になつておつた部分を一種特別保存地区となし、従来はさうでなかつた、單純に古都保全地区であつた部分を特別保存地区となして第二種としてゐる、こういうことですから、いまの白い部分が、全部が白い部分になるわけでございます。今度はそういうことと私は理解しております。全部白い部分になるわけです。全部白い部分になつて、従来白い部分であつたのを第一種としてゐる。それからあとの部分を第二種とする。一種も二種も全域にわたつてさうするということですから、これはまさに特別の立法であつて、非常に特殊な立法です。

私は古都保存法それ自身が実は問題だと考へておりますけれども、仮にそれを問わないといひましたとしても、政府の考へ方は、古都保存法は一般法であるとして、その一般法たる古都保存法の特別法つまり特別法として明日香法を定める、こういうことですから、一般法に対する特別法であることには変わりはないと思ふのです。私は、やはりこれは住民投票に付すべき性質のものだと思ひます。

それからもう一つ、最初にお尋ねになりました

○吉田委員 時間が超過いたしましたので、これで終わらせていただきます。いろいろありがとうございました。

○北側委員長 これにて午前の林修三参考人及び一円一億参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ、長時間御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

午後一時十五分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時十八分開議

○北側委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、参考人から御意見を聴取いたします。

午後の参考人として関西大学名誉教授末永雅雄君、堺女子短期大学教授嶋田暁君、大阪大学名誉教授大養孝君、及び午前に引き続き明日香村長愛水典慶君に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

本委員会といたしましては、現在審査中の本法律案につきまして、参考人各位のお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

まず、議事の順序について御説明いたします。初めに、参考人各位から御意見をそれぞれ十分程度お述べいただきまして、あとは、委員の質疑に對しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て御発言願ひ、また、委員に對し質

疑はできないことになっております。御意見は、末永雅雄君、嶋田暁君、大養孝君の順序でお願いいたします。

○末永参考人 飛鳥地方に對する歴史的関心は、江戸時代における紀行文及び名所図会等にすでにおさめられております。その後、明治末から、喜田貞吉先生らによつて、文献による飛鳥の研究が進められてまいりました。喜田先生は、文献だけではなく、考古学方面にも造詣をお持ちになつておられた方でありまして、しかし、考古学調査の現実に入りましては、昭和以来のことでございます。調査対象は、古墳、宮跡あるいは寺跡等であります。

まず、古墳調査の成果から申し上げますと、石舞台古墳は、昭和の初めに濱田青陵先生の指示によりまして、私が担当させられて今日に至りました。これは、後期方墳を代表する横穴式の石室であります。その年代を、われわれは大体七世紀中ごろと見ております。

もう一つ、古墳調査で顕著なのは高松塚の調査であります。この高松塚の調査は、余り世間に知られ過ぎておりますので、御説明を申し上げるまでもなく、皆さんが御存じかと存じます。大体、円墳であつて、横口式石室、そして中に壁画がございまして、この壁画は、日本の古墳の内部における裝飾の群を抜いたものであります。他にある幾つかの古墳も、主として七世紀、八世紀の時期に係る營造と見られます。これが飛鳥の古墳の一つの文化的な特徴といふことになりました。

同時に、宮跡の年代との関係も考えなければならぬ。

宮跡調査の成果であります。文献に残る著名な宮跡は、七世紀を中心約百年近くなりまして、名前がそれよりなお古く残っております。これは、過日、諸先生方が実地をこらんだのだと思ひますが、特に飛鳥板蓋宮の伝承地、この飛鳥板蓋宮の伝承地はなお後に問題を残してありますけれども、こらんだのだとこの現状

の下には二重になる部分がございます。このあたりに對する遺跡への判断ははなはだ複雑でありまして、これに對しては、文獻にあらわされる殿堂を該當することはむづかしいのであります。したがつてその付属あるいは諸施設といふものを對する確証はまだ前途遠慮と言わざるを得ないのであります。かつ、いろいろの遺構が相次いで検出されておりますが、われわれの調査をいたしております地域、つまり飛鳥板蓋宮伝承地のほかからも遺構がところどころに出ております。

こういう事情でございますから、一層私たちは調査に對する慎重な態度を持つて進まなければならぬといふことを痛感しておる次第であります。

われわれ榊原考古学研究所関係の者が担当をいたしておりますのは村役場の付近でございます。その面積は約七万平米、ここに、ここでは敷石遺構が広く残つておりまして、それに続いて、最近になりまして約二百畳も敷けるかと思つような大きな建物跡が出てまいりました。

かような調査を踏まえて、私は、飛鳥保存を提唱いたしましたのが昭和四十五年三月七日でありました。飛鳥古跡を守る会を結成いたしました。政府、社会に飛鳥保存をお願いしたのであります。政府、社会に飛鳥保存をお願いしたのであります。政府、社会に飛鳥保存をお願いしたのであります。政府、社会に飛鳥保存をお願いしたのであります。

安心して今後保存方法をお願いしたいと思ひます。(拍手)

○北側委員長 次に、嶋田暁参考人をお願いいたします。

○嶋田参考人 私は、こういう席にふなれてございますので、時間も限られてるようでございます。まず、個案書式的に三三三の事を申させていたしたいと思います。

まず最初に、ただいま末永先生が御説明くださったように、飛鳥の遺跡と申しますか、あえて申しますと、法案の第一条にございまして、いわゆる飛鳥地方といふことについてなものでござい

ますが、必ずしも、私どもの従来の調査では、明日香村内に限つてないわけでございます。むしろ明日香村域とは少しずれていまして、お隣の隣接します榊原市域あるいは桜井市域にまたがつて存在するわけでございます。私どもの研究いたします立場から申しますと、これらはやはり一体的に保存と申しますか、関連ある諸遺跡として研究してまいらねと、十分な成果が上がるな

いというふうな考え次第でございます。

それで、私も、ここ二十数年来、いわゆる地下に埋蔵されております埋蔵文化財の保存につきまして微力を尽くしてまいつた一員でございます。従来このように埋蔵文化財の保存の方法につきましては、私どもは勝手にサンプリング保存といふような呼び方をするわけでございまして、と申しますのはそのうちのある部分だけを重要視いたしまして、これについては非常に行き届いた保存政策を講ずるかわりにといふとちよつと言葉が過ぎるかもしれませんが、その区域を外れると、これはもう非常にその区域内地域に——これはちよつとけちをつける言ひ方になつて誤解を生むかもしれません。が、劣らず重要であるとわれわれ研究者の立場から思ふものについて、一方で残されたんだからこちらの方は少し破壊されるのもやむを得ない、あるいは残せる場所へ移す、いわゆる移築といふようなことを図られるわけでございます。私が、私も考古学の研究者の立場から申しますと、移築といふのは保存にならない。あくまでもつぶしちゃつて持つていくわけですからこれは、はぐあいが悪いわけでありまして、その場所へ残していただくといふことがわれわれの研究上は必要でございます。

と申しますのは、われわれの学問は日進月歩でございます。いままではいろいろな調べる方法がつかないで、あつたかつかないでございまして、炭素元素、カーボン14と呼んでおりますが、そういうものを使つて、それが廃絶した、埋まつた年代がわかるのか、あるいは熱残留地磁気というんだそうでございますが、そういう新しい方策が近年開発されて、非常に厳密な古さ、年代が

香村内に限つてないわけでございます。むしろ明日香村域とは少しずれていまして、お隣の隣接します榊原市域あるいは桜井市域にまたがつて存在するわけでございます。私どもの研究いたします立場から申しますと、これらはやはり一体的に保存と申しますか、関連ある諸遺跡として研究してまいらねと、十分な成果が上がるな

いというふうな考え次第でございます。

それで、私も、ここ二十数年来、いわゆる地下に埋蔵されております埋蔵文化財の保存につきまして微力を尽くしてまいつた一員でございます。従来このように埋蔵文化財の保存の方法につきましては、私どもは勝手にサンプリング保存といふような呼び方をするわけでございまして、と申しますのはそのうちのある部分だけを重要視いたしまして、これについては非常に行き届いた保存政策を講ずるかわりにといふとちよつと言葉が過ぎるかもしれませんが、その区域を外れると、これはもう非常にその区域内地域に——これはちよつとけちをつける言ひ方になつて誤解を生むかもしれません。が、劣らず重要であるとわれわれ研究者の立場から思ふものについて、一方で残されたんだからこちらの方は少し破壊されるのもやむを得ない、あるいは残せる場所へ移す、いわゆる移築といふようなことを図られるわけでございます。私が、私も考古学の研究者の立場から申しますと、移築といふのは保存にならない。あくまでもつぶしちゃつて持つていくわけですからこれは、はぐあいが悪いわけでありまして、その場所へ残していただくといふことがわれわれの研究上は必要でございます。

と申しますのは、われわれの学問は日進月歩でございます。いままではいろいろな調べる方法がつかないで、あつたかつかないでございまして、炭素元素、カーボン14と呼んでおりますが、そういうものを使つて、それが廃絶した、埋まつた年代がわかるのか、あるいは熱残留地磁気というんだそうでございますが、そういう新しい方策が近年開発されて、非常に厳密な古さ、年代が

香村内に限つてないわけでございます。むしろ明日香村域とは少しずれていまして、お隣の隣接します榊原市域あるいは桜井市域にまたがつて存在するわけでございます。私どもの研究いたします立場から申しますと、これらはやはり一体的に保存と申しますか、関連ある諸遺跡として研究してまいらねと、十分な成果が上がるな

いというふうな考え次第でございます。

わかるようになってまいりました。ところが、こういうものは一度壊してしましますと、そういう方策がわかってまいりかんとしたい、ああ残しておけばよかったという後悔ばかりをわれわれは過去に何度も繰り返しておるようなわけでございます。そういう意味におきまして、われわれの言葉を使っていたら、サンプル保存ではいけない、全面保存というのをぜひお考えいただきたいというのが一つの希望意見でございます。

第二番目には、申すまでもなくこの飛鳥地方に非常にいい状態でこうした古い埋蔵文化財が残ってまいりましたのは、先年御退職になりました、長い間明日香村の村長を勤められました脇本前村長を初めとして、村民の皆さんが、明日香村という場所の歴史的な性格について非常に御配慮をいただきました結果今日に残っていることは改めて申すまでもないことだと思います。ところが、今日の状態になってまいりまして、御案内のように明日香村では思うような農業もなかなか困難になってきたという状態、こうして今日まで明日香にずっとお住まいの、村民という言葉で呼ばれていた方が、そういう方が今後安心して明日香村で生活を続けられるような方途と申しますか展望と申しますか、そういうものについて、私も承りますところでは非常に不安を感じておられるように聞いています。

非常に失礼な申し分になるかと思いますが、お示しいただきました要綱なり法案なりを讀ましていただきました。古くから明日香村にお住まいの村民の方々が今後安心して生活を続けられるというところについてのお示しと申しますか方策と申しますか、計画を策定するんだというふうなお示しがあるようにございますが、一体それは何を指し、どういう生活をするためのあり方なんだろうかといったことについて、私の理解します限りにおきましては、法案のどこにもお示しがないように、つまりどういう機関が責任を持ってそういう明日香村の従来からの村民の生活を守れるよう

な方途と申しますか展望と申しますか、そういうものを提出していただけるのか、このあたりに率直に申しまして要綱なり法案なりを讀ましていただいて私どもにもう一つ納得いかないものを感じていただいております。ぜひひとつこの点につきましては、本委員会の審議において明確な方針を出していただけたら非常に幸いだと思うわけであります。

一例を挙げさせていただきますと、最近の農業は、御案内のようにビニールハウスでつくる栽培方法というものが各地で非常に行われておりますが、明日香村ではこれは規制の対象になって、やれない。私も確かに、ほかの地方へ参りました、見る限りビニールハウスの景観しか見えないという状態を目の当たりにいたしました。これはいささか困る、何とかそうならないような規制をいささか困る、何とかそうならないような規制を明日香村ではお願いしたいという感じはするわけでございますが、それではビニールハウスによる栽培をやらないでという農業が今日奈良を成り立てていくのかというあたりについて、私も門外漢でわかりませんが、いろいろな方に会うたびに伺うのですが、いや、それは皆さん言葉で濁されるようでございます。そうやっていくと、最初申しましたように、明日香村民としてお住まいの方が一体今後どんな農業を続けられたら安心して明日香で住めるのか、いささか不安を感じておられる一例として挙げさせていただきます。

第三点は、これは私も調査研究に当たる者としてぜひ御検討いただきたいのは、今度の要綱なり法案によりまして、第一種地域、第二種地域という規制にやや差等をつけることをお考えのようでございます。私個人はこの考え方には全面的に賛成するものなんでしょうが、ただ、この第二種地域につきましてもいささか不安がある、と申しますのは、これはもう申すまでもないことだと思いますが、飛鳥地方の埋蔵文化財の特色は、皆さんおいでになってご覧になれるようないわゆる地上に出てくるわけじゃないですね。全面的に

地下に埋まっておるわけでございます。ですから、全地域に一つの規制をお考えいただくことはわれわれの立場として非常にありがたいことなんではないかと、いま申し上げるようになります。第一種地域はともかくとして第二種地域になるといささか条件が異なっております。たまたま先ほど末永先生が御紹介になりましたような新しい重要な遺構が地下に出てまいった場合に、どうもいまの状態では不安を感じざるを得ない。何とかしてそういう場合には第一種地域並みに、これは法律

技術的なことは私素人でわかりませんが、そういう場合には別な文化財保護法を適用するなり何なりして、そういう場合にも確実に遺構が守られるような方途をぜひお考えいただきたいというようにございまして。ほかに二、三細かいことで、たとえば古都保存法の審議会の中に、いま申しますように、飛鳥は鎌倉や京都、奈良と違ひまして地上の文化財よりもむしろ地下の文化財にわたる埋蔵文化財というものに特色があると申しますか、そこに重点がございまして。したがいまして、従来審議会に御参加の研究者並びに学者の先生方の中、あるいは専門外の研究者が中心になろうかと思ひます。できましたらひとつ、そういう飛鳥の特色に対応するような、深いというんでございまいしょうか、あるいはできればそういう審議委員の先生方の中に、おいでの末永先生のようなその筋の専門家をぜひお加えいただけたら、私もとしては非常にありがたい。

時間が来たようでございますので、失礼いたします。(拍手)

○北側委員長 次に、犬養孝参考人をお願いいたします。

○犬養孝参考人 飛鳥のことではいろいろと御心配いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

くが思ひますのに、いま生きて人間でこの世が終わるなら、山を崩すもいいでしょう、いろいろ壊してしまってもいいと思ひますけれども、われわれだけじゃなくて、末長い日本の未来を思ひますと、守らなければならぬところは幾つもあると思うのです。

その中で、私は、飛鳥だけを守るのじゃなくて、ほかも守ってほしいけれども、いまの場合、飛鳥と限定しますと、飛鳥は古代遺跡の一番密集しているところだし、それから万葉で申しますところ、万葉の豊かな心が一番密集しているところ。だから、飛鳥はどうしても、われわれだけのためではなくて、後代のために残さねばならぬ。皆様を試みに甘樫丘の上にお立ちになられまして、実によく全体が見渡される。あそこには立っておりまして、日本の古代史の激動、動乱、その脈動がすべて直に感じられる。そういうところは日本にございせん。すべての歴史がそこの中、沸きに沸いている実相を、あの山の上に立つとそのまま見ることが出来る。そして、そればかりでなくて、今度は万葉の上から言いましたら、万葉集の歌は飛鳥の全域にわたって、まさにあの上に立つと、川べりのササの動きにも、川の流れにも、山のたたずまいにも、古代のすばらしい心があの中に宿っている、そのことを痛感いたします。

また、私は学生を連れてよく万葉旅行をいたしております。大学生ばかりなんです、今日まで百六十一回続けて、いまや三万人になろうとしております。彼らが夢中で歩いているのはなぜかと言え、明日香に限りませんが、明日香のような現地に立ちますと、そこで本当に古代がよみがえってくるから、あるいは古代の心がよみがえってくるからだろうと思ひます。あるいは、実際にもうじきの話ですが、先ほど末永先生がおっしゃいました飛鳥古宮を守る会がこの四月の十二日、十三日に行われるのですが、全国から、北は釧路、南は鹿児島、沖縄にかけて六百人ほど明日香に集まる。そして、その方々が実に夢中に感動

するわけですね。そういう姿を見ると、飛鳥のすばらしさ、飛鳥の大切さをしみじみ思います。

それは、ただ物だけではなくて、あそこにある心をよみがえらすからだろうと思います。明日香の村をさっとながめましたら、あのような景観のところなら、日本国じゅうにもっといいところがいっぱいあるでしょう。ところが、そうでなく、そこで幾つも豊かな心をよみがえらせるというところ、それは大きな値打ちがあると思うのです。人間というのは、物に対しては、たとえばこれが正倉院の宝物だ、これは大事でよくわかるけれども、心の大切さというのは、形がないですから、わりあいにくりにくいと思うのです。

ぼくは思うのです。たとえば、いろいろな物を正倉院のガラスの中に入れるならば、万葉の歌なんかも、もちろん歌だから入れられないけれども、入れて当然のようなものばかりなんですね。その一例を、ぼくは飛鳥川に例をとって申しましょう。飛鳥川なんて全く小さな川で、守る守ると言っても、皆さんがおいでになったら、こんな平凡な小さな川が何で大切なんだ。もったいない川はたくさんあるのです。ところが、飛鳥川のあのちよろちよろとした流れの中に、万葉のすぐれた歌心がいっぱい宿っております。万葉の中の川の歌で一番多いのは飛鳥川なんです。二十五回出てまいります。たとえば、そこにこういう歌がある。天皇さんが詠んだとか、だれが詠んだというのじゃない、何でもない平凡なあの辺の農庶民の歌でしょう。

明日香川瀬々の玉藻のうちなびき心は妹に寄りにけるかも

飛鳥川にはいまも石橋といつて飛び石があります。そういうところに藻が流れております。その流れを、お百姓の方でしよう、農業の方が行ったり来たりするたびに、その流れのなびきを見ている。私の恋心は、ちよろと飛鳥川瀬々の玉藻がなびくように私の心はあなたに寄ってしまったという歌ですね。歌なんて口語に訳したら本当にくだ

らないものです。そうじゃなくて、歌は音楽ですから、響きです。そうしますと、いまの歌なんて本当にすばらしいと思う。

いまは恋と申しますと、今日テレビ、ラジオをごろんになれば、私はあなたを愛する、好きです、それしか言えない。万葉は、四千五百の歌の中で恋の歌が七割近くあります。それでいながら、ただのつだつて愛するという言葉はないし、恋しくて恋しくてたまらないなどという言い方をしないのです。そういう観念的な言い方をしないで、どうでしょう。

明日香川瀬々の玉藻のうちなびき心は妹に寄りにけるかも

ぼくはこれを見ますと、飛鳥には心のすばらしさがあるばかりではなくて、言葉のすばらしさがある。このごろの言葉で言え、日本人の心の原点が飛鳥に密着していると思う。われわれは、現代の物質文明の忙しいうちで心を忘れてしまっている。あそこに行くことを忘れた心を発見する。先ほど三万人の学生がぼくと一緒に歩いていてと申しましたが、その人たちは、それぞれの万葉の故地に立って忘れていた心を発見する喜び、その一番密着したのが飛鳥です。万葉集は四千五百、その中で地名は二千九百出てまいります。その地名の中で奈良県は九百です。その九百の中で、明日香村の周辺一帯は九百に出てまいります。約二百五十回です。そういうことを思うと、飛鳥は、私の立場から言えば、心をよみがえらすことのできる大事なところで、だから風土、景観を守らなければならぬと思う。

さて、話を交えて、昭和四十五年から守るということになって本当に結構でした。もしあれをやらなければ、いまごろは団地になっているでしょうね。工場になっていくでしょう。そうしたら、われわれの時代に日本から日本の宝を失ってしまったことになりす。ただ、守ってくださるのにはよかったです。ちよろと守り方が、あんまり博覧会みたいになって、見せ物みたいになってくることは残念に思いますので、それは今後また修正

していかなければならぬと思うのです。

そういう大事なところですから、今回明日香特別立法で非常に規制されるでしょう。だから、規制されることを思うと、村の人は、規制ばかりではどうにもなりません。やはり村の人が喜んで誇りを持って、そしてみんな不満の気持ちでなしに、この大事な故地を守ろうという気持ちにならねばならない。そのためには、内容はいろいろ大変ですが、特別立法の実現することを祈りたいと思うのです。

そこで、ひとつぼくの疑問というよりは、ぼくの考えなんです。たとえば川原寺のところを国有にした。結構です。そうすると、国有にしたところは、今度は芝生を植えて博覧会みたいになるわけですね。プラスチックの礎石を置いてみる。ぼくはそうではなしに、飛鳥を守るためには、国有になっても、国有になったところでそのまゝの農業ができるようにあつたらいいな、これが個人の考えです。それは今日の法律では、ぼくはよく存じませんが、できないそうですが、何とかして明日香だけは、景観を守るために、国有になつても、地代など払わないで、そこで作物ができてその人の収入になるようなものになつたらいいということを思うのですが、そうできますならば幸いです。

さて、以上思ひまして、飛鳥は本当に日本人のすばらしい心、われわれが今日忘れていた心の一番密着したところですから、どうぞ日本の宝、世界の宝、心の原点の宿るところを末永く守るようにあつてほしいと思います。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。(拍手)

○北側委員長 これにて各参考人の意見の開陳は終わりました。

○北側委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大坪健一郎君。

○大坪委員 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

いただきます。

諸先生には大変お忙しいところを東京までお出向きくださいまして、きょうはまた私どものためにいろいろ貴重なお話をいただきましてまことにありがとうございます。午前中にも実は、まだお見えになっておられます愛水村長さんを初め諸先生に、法律問題を中心にいろいろお話を伺い、御質問したわけです。

私も、この明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案を今回国会で審議をし、制度として確立したそうと考えておりますのは、いま先生方のお話にありましたように、私も日本人の心のふるさとである飛鳥を、何とかしてその歴史的な価値を温存した上で、かつそこに住んでおられる住民の皆さんの生活にも支障がないように、そしてまた、あす、あさつてを信じて生計を営みながらかつ私も日本人の一番心のふるさととして考えられておる飛鳥時代のいろいろな遺跡を残すという趣旨でございます。先生方のお話にありましたように、考古学的にいろいろな発掘をされるとか調査をするとかということ、そこに住んでおられる住民の方々の生活なり近代化の意欲なりというものの間にどうしても大きな摩擦がある。

どちらをとるべきかということになると、いまま最後に大養先生がおっしゃいましたように、ほっておけばあそこ丘陵地帯はきれいに整地されて団地になったであらうでしょうし、工場が乱立しておつたかもしれない感じがいたします。私どもはそれがあいう形で残って今日のような日本の皆さん方が飛鳥時代を考えるについては具体的に明日香村を考える、そしてあそこに残つておる遺跡や象徴的な高松塚古墳の写真などを見て古代に思いをはせるということが、どれだけ大きな文化的な私どもの資産になり、心の支えになっているかわからないと思うのです。そういう意味で言いますれば、いろいろ先生方が考古学的な意味で、あるいは万葉の時代の史跡、旧跡をおたど

りになる意味でお調べになることに国が援助を申し上げることをご法律で決めたわけですから、それと同時に、そのことをよく理解して、しかもそれらの保存に本気で取り組んでいただく住民の心構えというものを培わなければならぬ。そしてまた、補償しなくてはならない。

そういう点について、実は嶋田先生のお話を承っておりまして、村民の苦勞を具体的にいろいろお感じになっておられるようでございます。そして、第一種と第二種に分けた場合に、第二種の地域にまだ不安があるようだと、いろいろな御議論があるようだけれども、実際、率直にお伺い申し上げて、あそこ地域でこれからまだいろいろな地域を整備をしたり整理をしたり調査をしたりしていくその方向と、そこに住んでおられる農民の方々なり何なり非常な不満、たとえばビニールハウスをもっと認めるとかなんとかというところの調整をしろとおっしゃるのはわかるけれども、実際は考古学上の必要から言えば、しては困ることも現実にはたくさん出てくるのではなからうかと思ひます。

つまりどっちをとるかというときに、ここに法律をつくってこういう保護を行う以上、文化財の保護と申しますか、遺跡の保護といいますが、基本的にそのうちの方に重点を向けざるを得ないのじゃないかと思うのですけれども、先生方そういう場合にどういうふうな解決をすべきだとお考えになっておられるのか、そこをひとつ伺わせていただきますかと思ひます。

○嶋田参事 いただいた御質問の点につきましては、むしろ末永先生からお答えいただく方が筋かと思ひますが、御指名でございますので私から私見を述べさせていただきます。

私も、いま御指摘のような形で、いわゆる埋蔵文化財の保存と住民の生活を両てんびんにかけて二者択一的な議論にすることに、私も反対でございます。と申しますのは、文化財の、特に私どもが直接関係しております埋蔵文化財の保存につきましては、これはそこにお住まいになって

いられる、われわれ、住民という呼び方をさせていただきますが、住民の方の御理解がなかったら、これは何ほ金をつぎ込みまして、今日の明日香の一部の悪い例に見られるように、村民の方には何らプラスにならない。明日香へ訪れてこれらはいわゆる観光者の便利にはなっても、そこで生活をしようとしている村民の方にはむしろマイナス面が多いということになりかねないというふうに考えております。

したがって、文化財を残すというのは、決して現状を凍結して残すというふうな考え方じゃなしに、どういう残し方をしたら村民の方にも御理解いただけ、かつわれわれの立場からも、今日まで残ってまいりましたように残せるのか。先ほどちょっと大養先生からも御意見を承りましたように、国有地になつてもやはり現状どおり耕作は続ける。これはもう御案内のように、耕作をいたしませんと草ぼうぼうになったり、あるいはそれが害虫の発生源になつて周辺の水田に迷惑をかけるというの各地で言われていることなのでございまして、法律的なことは私も素人でわかりませんが、無償でいなければ何がしかの反対給付を出すことによって引き続きそこで農耕を続けてもらう。

つまり、御承知のように今日まで残っているというの、そこで耕作をしておつて、これはいろいろな条件があると思ひますが、地下水の問題とかあるいは建造物による破壊というようなことが防げてきているわけです。さつき私も申し上げましたように、重点的なところについては、これはやはり行かれた方の、いわゆる埋蔵文化財の活用という呼び方を私もいたしますが、活用できるような施設というのには必要だと思ひます。しかし、原則的に申しましたら、私どもの立場からは、従来のように地下に埋納されておれば安心して将来にまで残るんだということをこの際強調したいわけでありまして、

そういう意味で、最初申しましたように、私どもは決して両てんびんに二者択一的な発想で物を

考えるんじゃないに、両方を文字どおり調和できるような方策が、いま具体的にどうせいと言われども、さつきお答えしにくい点もございまして、そういうことをこそ、ひとつ今度の特例法で、どこかの機関なり組織なりが責任を持って早くそういう方途を研究してもらえないだろうかというのが、さつきちょっと発言した趣旨でございます。

○大坪委員 いま大変貴重な話を承りまして、私も大変啓発されてありがたいと存じます。

そこで、結局どこかの主体が責任を持ってやれというふうなことになるよりも、この法律でも一番基本は、明日香村と奈良県にしっかり仕事をしていたいただきたい、それに対してはいろいろな手だてで御援助を申し上げたいというふうな手だてになっておると思ひますけれども、歴史的にずっと続いてこられた明日香村、行政機構でもあるし、また共同体でもある明日香村のお仕事に国がいろいろな意味で御援助をする、内閣総理大臣も口を入れてまで御援助をするというふうな行き方以外にどうも手だてがないような気が私どもはするのございまして、その点はいかがでございましょう。これは諸先生となたでも結構でございますけれども、お答えいただければありがたいと思ひます。

○末永参事 私たち調査を担当いたします者は、まず第一に調査対象の実情を明らかにすることが目的でありまして、それにつきましては国及び村の大きな支援がございまして、その任務の遂行はできないことになりましたので、私自身はいつこの問題につきましても、国及び県の指示、そして村の協力を考えて進めてまいりました。その点で今後やはりそういう国の方針にも従わなければならぬと、県も同様であります。まず村の意向がわれわれに対してどう伝わってくるか、それによって調査を進めたいと考えております。ただいまの御質問につきましては、私は、長年とつてきた方針がこのようでありまして、今後やはりその方針で進みたいと考えております。

○大坪委員 これで終わります。どうもありがとうございました。

○北側委員長 中村茂君。

○中村(茂)委員 中村でございます。

先ほどは大変参考になる御意見をお聞きいたしました。非常に感銘を深くいたしましたわけでありまして、そういう非常に重要な日本の国の遺産とも言べきものをどういうふうに残していくか、これからわれわれにも皆さんの研究の結果を発表していただくには、やはりその地域の人たちの生活をどのように守りながらこういう遺産を保存していくか、そこに重点があるというふうに私は思っているわけでありまして。

この法案とは直接関係はございせんけれども、実はこのところに「明日香村史」上巻、これを見させていただきまして、末永先生、大養先生お二人ともこれを編集する編集委員であつたようございまして、けれども、非常に参考になり興味深く読ませていただいたわけでありまして、この中の四百三十六ページに「皇陵への考古学的考察皇陵については天皇家の陵墓として宮内庁の管理下にあるので、一般の古墳と異なつて詳細に調査することができず、既存の資料より考察を進めなければならぬ状態にある。また古い記録に記された事実の確認もできないので、推定にとどまることが多い。」そしてこの陵墓全体についてずっと書かれているわけでありまして。

私はここで気になったわけですが、宮内庁の管理下にあるので皇陵については細かい調査はできないということ。そこでいろいろ調べてみたところが、確かにこの古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、このところには目的と定義があるわけですが、片や皇室典範の第二十七条に「これを陵墓及び墓に登録する。」と。そして「これを陵墓及び墓に登録する。」と。こういうふうになっておりますから、したがって皇室の財産。ですから古都法から言えば皇陵はその歴史的風土ということには法律的には

ならない。皇室の財産、こういうふうになつてい
る。こういう法律的な関係がいろいろあると思
いますけれども、皆さんがこれからこの地域を本
当に研究していただくについても、飛鳥時代のこ
とですから、近代とは違うわけですから、宮内庁
に申し込んで発掘調査などしていただければこの
時代のことが本当によくわかるんじゃないか、私
はこういう気持ちになつたわけです。

そこで、皆さんがこういう陵墓などについてこ
れから調査願つて、ここで言つておられますよう
にいままでの資料なり推定にとどまることが多いと
いうようなことではなしに、事実に基づいてこの
地域の歴史的な風土を国民の眼前により明らかに
していただきたい、こういう気持ちがあるわけであ
りますけれども、その点についてお三人の方から
ひとつ御意見をいただきたいというふうに思うの
です。

○末永参考人 ただいま陵墓のことについての御
質問をいただきましたが、この陵墓の問題はわれ
われ考古学の古墳研究者の中では常に重大な問題
となつております。しかし現在のところ私はそれ
に対してはこういうふうな考へております。と申
しますのは、陵墓として指定をされてまいまし
たものは同じ古墳時代のたとえば前方後円墳ある
いは方形墳の形式分類の中に入れて、これを
どのように扱うかということになるわけです。一
番手っ取り早いのは発掘調査をすればわかるの
ではないかという素人考へがよく出てまいります。
この日本の古墳全体が発掘調査をすればわかるの
ではないかという期待はなかなかむずかしいので
あります。

そういう点で皇陵の今後の調査につきまして
も、私はまず調査をすべきであるということとは考
へますけれども、その調査に入るまでにたくさん
に類型的な古墳がございまして、それを克明に
調査をして、その資料をたくさん集めてそこで
見通しを立てて調査をするというの方が間違
いがないかと考へておるわけです。
飛鳥の場合もやはりそれと同様でありまして、

すでに盗掘をされ、あるいは破壊をされました石
舞台古墳のようなものは、あの構造を調査する程
度にとどまりまして、なかなかその被葬者を見き
わめることはむずかしいのであります。もしその
ほかになお陵墓などでそれを取り上げるとすれ
ば、日本全体あるいはその地域周辺における、す
でに盗掘されてはいましても、そういう古墳の調
査から始めておむろに学問を進めるべきだとい
うふうに私は考へております。

○嶋田参考人 基本的な方針と申しますか、方向
についてはいま末永先生からお答えいただいたと
おりだと私も存じます。ただ、さつきちょっと御
指摘ありました、私、法律は全くの素人で間違つ
た理解をしているのかもしれないが、所有権の
問題と学術調査の問題というのは、やはり別個な
次元の問題じゃないか。たとえば、言葉は過ぎるか
もしれませんが、皇室のお墓であろうと、もちろ
んそれはそれ相応の敬意を払つてなされなければ
いけない。だからむやみやたらにだれもが立ち入
つていいというふうには私も考へませんが、し
かし国民共有の文化財だという点においては同じ
じゃないか。ですから自分の、とやうとちよつと
言葉がまずいですが、宮内庁所管の財産であるか
ら宮内庁だけでいろいろな修築なんかをやるとい
うふうなことは、やはりいま申ししますよう
に、陵墓といえどもわれわれ先祖の文化財なんだ
という立場からすると、少しお考へを変えていた
いただきたい。

最近、私も再び宮内庁へ陳情いたしましたし、い
ろいろ御理解を得たやうでございます。先般、新
聞にも報道されましたように、その場合に一部の
研究者に連絡をとつて立ち会えというふうな御連
絡があったやうに聞いておりますが、ぜひ今後もそ
ういうふうにお願ひしたい。つまり、もちろん宮
内庁にも専門の研究者はおいででございますけれ
ども、部内だけの調査をなさらずに、一般に公開
せよという言い方になしに、しかるべき関係者
にはあらかじめ御連絡いただいて御一緒に見学さ
せてもらえるやうな方向で、具体的に申します

と、周辺の堀にがけ崩れができてくる、これはも
う当然のことだと思ふのです。その場合に、崩
れたんだから護岸工事をしますということで、自
分たちの、宮内庁の所管の陵墓なんだからどこへ
も連絡しなかつてできるのだというお考へは、
ちよつと私も賛成いたしかねる。やはり文化
庁へ、これはほかのものだったら全部そうなん
でございまして、いつか幾日にこういうことをし
たいからという連絡が入るわけです。そうすれば
しかるべき方法でも必要などころへ連絡があ
つて、立ち会いなり見学する者はできるとい
う方法がとられておりますので、ひとつ御陵墓に
つきまして、決してわれわれはむやみに立ち入
つて、いま末永先生おっしゃるやうに掘りまくり
うなんて、そんなことはちよつとも考へておりま
せん。礼を失しない限度において、どうしても宮内
庁の方で工事をなさると同じ場合にわれわれも見
せていただいて、それが非常にわれわれの研究に
は役立ってくる、あるいは過去においてなかつた
記録なり遺物なりをどしどし一般の研究者にも、
これは大学所蔵というやうな限度じゃなしに、民
間にも非常に熱心に、私も住んでおります大阪
のお隣の堺市には、大学に所蔵しない方であら
れ以上に熱心に研究なさつていろいろ見解を出し
ておられる方もおられますので、ぜひそういう方
にも公開していただけるやうな方法を御検討いた
いただきたい、かように考へております。

○大養参考人 陵墓について別に考へておりませ
んの、お許しください。

○中村茂委員 次に、先ほどいろいろお話
が出ておりますように、歴史的風土審議会が四十
五年に答申が出されて、その答申に基づいて閣議
決定が四十五年の十二月に出されてきたわけであ
るけれども、その中で、答申されたのは「飛鳥地方
における地域住民の生活と調和した歴史的風土の
保存のための方策について」、それから閣議決定
の方は「飛鳥地方における歴史的風土および文化
財の保存等を図るため」、こうなつておるわけ
ですね。答申の方は「地域住民の生活と調和した歴

史的風土の保存」、ところが閣議決定の方は「地
域住民の生活と調和」ということが抜けてしまつ
て「歴史的風土および文化財の保存等を図るた
め」、したがって、なされてきたのは規制が非常
に強くて地域の環境なり、特にここで言つてお
ります「地域住民の生活と調和」という面について
非常に抜けてきてしまった。そこで今回は、やは
り歴史的風土審議会から、飛鳥地方という中から
特にこの歴史的風土が集中しております「明日香
村における歴史的風土の保存と地域住民の生活と
の調和を図るための方策について」ということで
五十四年七月五日に答申がなされて、この答申に
基づいて今回の法案が出てきたわけでありまして
けれども、これを見ましても確かに前と違ひまし
て「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環
境の整備」というものが入つたので、前の「飛鳥
地方」ということで全然「生活環境の整備」とい
うものが抜けていたのが入つただけ法律的には若
干の進歩じゃないか、こう思うのです。ところが
「生活環境の整備」ということ、実はこの答申
で言つております「地域住民の生活との調和」と
いうことでは、若干意味が違ふと私は思うのです
ね。ですから、この法律をずっと見ていった場合
に、「地域住民の生活との調和」この面が非常に
抜けている今回の法案ではないかということを考
へるわけでありませぬ。

そこで村長さんにお聞きしたいのですけれど
も、非常に村長さん御苦労されて、今度の法案を
つくるにつきましたも、ここで言つております皆
さんのところにあります「歴史的風土」、それば
かりではなしに、風致といふか、木一本、山の形
一つ、それも保存していくことでもあります
から、大変な事業だといふふうにも思ふのですけ
れども、そういう中で先ほど一歩前進したという
うに申し上げましたのは、基金をつくつて、その
基金をいま申し上げたいわゆる住民生活との調和
を図るために使ひたい、これが基金の趣旨だ
というふうにお考へておるのです。そこで基金をど
うにこれからどういう考へ方でお使ひにならうと

しているか、いまの考え方をひとつ聞いておきたいと思うのですが。

○愛水参考人 失礼いたします。

五十四年の七月に答申をされました「地域住民の生活との調和を図るための方策」ということで、非常に前回の答申よりも進歩されておる、こういうことでございますが、私たちの考えといたしましては、住民が喜んで保存に対して協力をし、理解をするという意味で、この後のくだりのところが大変大切なところではないか、かように思っております。な次第でございます。それがために基金の創設を強くお願いをしましてまいりました。こういうことでございますが、国は二十四億円を限度とし、県が二割六億円、合計三十億の基金を出してやろう、こういうことでございますが、私

といたしましては基金の受けとらといたしまして、地方自治法二百四十一条に基づき基金でございますので、当然条例を制定いたしまして、住民対策として特に「歴史的風土の保存を図るために行われる事業」あるいは「土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業」、なお三番目には「住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業」歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの、こういう項目を検討いたしまして、条例の細かい内容を定めまして、住民対策の費用として充てていきたい。なお、けさほども申し上げましたように、民間人を含めた審議会等を設けまして、住民対策費としてその基金の利息の運営に当たっていききたいもの、かように考えております。

○中村(茂)委員 私の手元に総理府と建設省からいただいた資料があるのですけれども、基金充當を要する事項——先ほどお話しのように、基金は地方自治法の二百四十一条ですから、皆さんのところは自主的にやれということですから、けれども、しかし国からも基金を出してある、県からも出してあるということである、県から出していると思ふのです。いまも村長さん言われましたように、

に、条例をつくってきめ細かくやっていただきたい。その上に公平にやっていただきたいと思うわけですから、国の方から要望しているといううのものについても、住民対策とか、村そのものの対策とか、細かく言えば農業についての振興策とか、細かく出ております。その基金が五年がかりで、いま言われました国と県、国は二十四億ですけれども、三十億の基金を五年がかり。そして生まれた利子二億一千万ばかりを運用していくということですが、物価は上がる、そういう中でこの資金では、私はこれだけ細かくいろいろやっていくというふうな計画を立てても大変じゃないか、こういうふうな思ふのです。

三十億というものを決めていただいた中にも、国の財政が非常に逼迫してきているところだから、少ないけれどもがまんしろよ、こういうふうな言われたと思うのです。できればこの資金をもう少しふやしていただければそれにこしたことはないし、五年がかりといつても、五年ではちょっと長過ぎるのではないかと気がするのです。が、村で要求されてこられたのは、ざっくりと申し上げまして当初は五十億ぐらいかなというふうにお考えになったという話も聞いているわけでありまして。村長さん、率直にお考えになって、この三十億というものがいま決まろうとしているのですけれども、実際に条例をつくって、先ほど言いました歴史的風土と村の人たちの生活との調和を図りながらやっていくことになるれば、この額というものはいかかかなものではないでしょうか。

○愛水参考人 いま先生の御質問でございますが、大変微妙な御質問でございます。私の方としては、基金は多いほどいいということにはよくわかっておるのですが、特にいろいろ問題で要望しております内容を十分検討いたしましたところ、村が行う事業に対してはこの基金から充當するという内容が入っております。この金から充當するということの内容が全部落としてまいりますと、一億二億二千万程度に相なるわけでございます。基金は多いほどいいわけ

でございますけれども、国の財政事情等本年度の状態を思いますときにこれ以上の無理は言えないのではないかとこのように感じておったのでございます。

なお、五年ということで多少の年限が延びた感でございますが、この件についてもやむを得ないのではないかと、かように思っておりますのでございます。

なお本年度につきましては、県が五千万円を大體使う金を考慮していただいております。それから、この法案を通していただいたらなるべく早く初年度の分を流していただいて、多少なりともその果実が多く村の方に入らうようにしたい、かようにお願いをいたし、半年と見まして大体二千万ぐらいい入ってくるのではないかと、かように考えて、本年度使える基金の果実といたしましては七千万あたりを計算のめどに立てております。

以上でございます。

○中村(茂)委員 物がどんどん上がってもやっていけますか。

○愛水参考人 その点が私だけではなしに、住民も一般の方々も大変御心配をいただいております。でございます。私といたしましては、大変な貨幣の価値の低下を来した場合には再度お願いをすべきであらうか、かように考えておる次第でございます。

○中村(茂)委員 憲法九十五条の住民投票の問題ですけれども、これは御存じのように、一地域に該當させる法律の場合に、住民の皆さんの投票で過半数以上になった場合に国は法律を定めることができる、こういう法律ですから、この明日香法なら明日香法のとおり、明日香法が通つたら住民投票をやらないという法律じゃないですね。

住民投票をやった過半数以上になった法律をつくりなさいという法律です。ですから私もはいろいろその点について考えてみて、先ほど瀬崎さんの午前中の質問に、やれというふうな法律ですれば喜んでやります、こういう御答弁があったのですけれども、法律の趣旨が、法律が通つてから

住民投票をやれという法律ではございませんから、法律的にはどういふふうに取り入れるかというのとはなかなかむずかしいのでございませぬ。

法律論争は別にしまして、これだけの大事業を村長さんが中心になって住民の理解と協力を得ながらやっていかなければならぬわけでありまして、それから、そういう法律にはかわり合ひなく、何か住民の意思が反映できるようなことを村長さん自身がお考えになって、それで住民の協力をいただく土台にしていく方がこれからのためにいいのではないかと、こういうふうには私は考えるのです。先ほどから言っておりますように、法律論争はいろいろあります。しかしそういうものとは別に住民の皆さんの意見を十分聞くというふうな御措置をとっていただきたい、私はこういう希望があるのですけれども、村長さんはどんなふうにお考えになるのでしょうか。

○愛水参考人 もっともな御意見を賜りまして、一応私といたしましては住民投票の問題は、これは議会でお決めいただくことも思ふのでございまして、前回にも御答弁申し上げましたように、実施をするということに決まりましたら喜んで私は実施をさせていただきます、かように考えております。

それより、それ以前に、それまでの手だてとして、住民にこの法案の内容の理解が十分得られるような措置を講じておくことがいいのじゃないか、こういうことでございまして、それは私といたしましては、各大字、三十七カ大字ございまして、三十七カ大字をこの法案の内容の説明に回りたい、かように考えております。

○中村(茂)委員 終わります。

○北側委員長 松本忠助君。

○松本(忠)委員 末永先生、嶋田先生にお伺いしたいと思ひます。

私も三月十二日に建設委員会といたしまして現地調査をさせていただきました。私も一行に加わりまして明日香村に参りました。村民の代表の方々といろいろ意見を交わしたわけでございます

すが、その御意見の中で一例を申し上げますと、何か建造物を自分で建てようという事で地面を掘る、そうすると遺跡が出てくる、こうなりますと調査が完了するまで待たなければならぬ、こういうことで非常に住民の方々が迷惑をこうむっているという事であります。その調査を早くやつてくれ、何をやるのにも一年かかる、こういう話で、お役所にお百度を踏まなければならぬかなか進行しない、こうした苦言も伺ったわけでございます。

先ほど特に嶋田先生のお話の中にございましたが、埋蔵文化財が出てきた場合に、サンプル保存でなくて全面的にその場所を保存してほしいという御意向を承りまして当然のことだと思つたわけでございますが、そうなりますと当然その調査というものは相当の期間を必要とするわけでございます。そしてまた、調査をなさるについても、たくさんの方がそれに参加しなければならぬ、こうなるわけでございます。そうした調査をなさる方々、われわれはよくテレビなんかで見えております、大学生の方なんか参加してやられておるようでございますけれども、専門家でやはり経験が多少なければ、むやみやたらにやるわけにいかぬわけでございますから、ただ予算を計上してこれだけ金があるんだからやれといつてもそうはいかないと思つたわけでございます。

そういうところから私は思いますのに、現地の方々の御意向でも、文化財保護、文化財保存、こういう精神で協力しようと思はるほどいろいろと規制を受けて犠牲を払ってきたのがいままでの状態であつたということがよくわかつたわけでございます。そうした点を伺ひまして、調査の専門家を養成する、これにはどうしたらいいのか。また、こういう仕事はずつとのべつ幕なし永久にあるわけでもないだろうと思ひますし、また仕事そのものがとぎれるわけでございます。あつたら掘つて、それが完了すれば終わり、こういうことになるわけでございます。その方々はもちろんその調査で生計を立てるわけにもいかぬだろうと思ひますので、こうした調査の専門家を養成するに、はどうしたらいいのかという事について、お伺いをさせていただきます。

○末永参考人 ただいまの御質問につきまして、最も私はその問題に対して苦心をしておるところなんです。それは単に資金があるとか予算が取ればできるという問題ではなしに、これは人の問題であります。どういふ人間がこの調査に適応しておるかということがまず第一であります。そのためにかなり長い年代にわたつて大学在学中ぐらいから訓練をいたしますが、しかし、その人間の能力によりまして長く訓練をいたしても余り役に立たない——いまこへ一緒に参りました嶋田君のような者は若いときからたたき上げて一応役に立つという方々……(笑)それは十人に一人か二十人に一人しか出てまいりません。私にとつては非常に苦しいことを申し上げると同時に、いまの御質問によつてこうしたことをここで考えていただけることができるであらうということとを大いに期待をいたします。

それで飛鳥の調査は、ことに私たちが調査に着手いたしましたから二十年、この二十年間は表面にあらわれない労苦をみんな重ねてきておるわけでありまして、そこで、その調査に従事するもう少し私に言わせればちゃんとした考古学の人間を育てていくということが望ましいわけであります。私たちがあつた方面では掘り屋と言つております。それは、掘ることを本務としておるようになりますので掘り屋と言われるのですが、これはやむを得ないと思つたのです。私自身も掘り屋の名前は甘んじて受けなければならぬと思ひます。しかし、発掘をいたしまして調査の現状からその後の整理というものは非常に大切なことであります上に、ここにその担当者の能力というものが大きく反映してまいります。

飛鳥の場合も調査をして掘り出していけばいいというわけではございませんで、先ほどからも私は飛鳥の文化財の中でも地下遺構に対する御説明をもつたと思つておつたわけですが、ただいまの御質問にまずお答えいたしますのは、そういう本当の掘り屋であり学者であるという人間を養成したいと思ひますが、ただ考えておるだけではいけませんので、ここでそういうものを養成する組織をつくる。樫原考古学研究所は多少そういう傾向を持ちながら今日まで進んでまいりました。ですけれども、本当の掘り屋であり学者であるという人間をつくり上げるためには、十人が十人ともその訓練によつてできるものではございませんので、その中の何%かは脱落をいたします。残る者はかえつて少ないくらいになりますので、いま先生の御質問で、私は自分としてはさらにこの養成方法を強化したい、いまでもその方針でまいつておりますけれども、さらに飛鳥の場合には一層その必要があるし、これは日本考古学全体に係る問題となります。先生へのお答えはちょっと不十分かもしれませんが、この点につきましては、どうぞ国会の皆様方はそういう養成に対する何らかの法をお考え願ひたい、かえつて私の方からお願ひをいたす次第であります。

○嶋田参考人 御指名でございますので、蛇足になるかと思ひますが、いま末永先生がお話しになりましたのは基本的な点でございます。私は少し側面を変えまして現実の問題について申し上げてみたい。

これはいろいろな県によつて様子がいささか違うかと思つたわけでございますが、これは私が言うより責任者であらせられる末永先生にお答えいたしたくべきことかと思ひますが、御発言がございまして、私でしたので私がかわつて申し上げますと、従来奈良県では各府県とは体制を異にいたしました、埋蔵文化財センターというような組織、つまりいま先生がお使いになつた言葉で言えば、掘り屋は置かない。いまおつしやつておる様に県立の樫原考古学研究所という施設がございまして、もちろんこの所員は発掘調査もいたしますけれども、同時に考古学の学問的な研究もあわせてやるんだということを、所長である末永先生の御指示でわれわれはモットーにしているわけでござい

して、そういう関係がございしたので、従来は奈良県に關しましては県がほとんど中心になつてと申しますか、責任をとつてと申しますか、調査に当たつておりました。したがひまして、先ほど御指摘のような住民の側からの苦情も私ももう聞いております。というより、むしろわれわれが調査をさせてほしいと申し出まして村民の方でなかなか御承諾いただけぬ。これは鶏と卵の関係であらうと思つたのでございます。

ところが、ちよつと漏れ承るところによりまして、今度特別立法がなされて予算的な裏づけもできると、今度は直接村の方でそういったことについても御配慮いただけるやに聞いております。これは私もとつて非常にありがたいことなんで、率直に申しまして、この法律が出ることによつて私も調査担当者は非常に調査がやりやすくなるというふうな率直に理解しておりますが、同時に、それだけじゃなしに、いまでも申しますように、県で力の及ばぬところは村が自主的に考えていこうというお考えがあるやに承つておりますので、大いに私も期待しておりますし、これは先生方御案内で私から申し上げるまでもないかと思ひますが、国立の文化財センターがこれまた奈良国立文化財研究所の中に設置されております。こへ大体西日本を中心として各地からそういう担当者を集めまして技術的な修練と申しますか、注意をすつと続けておられるようでございます。これはわれわれはたから見えておりましたもかなり成果が上がつておるのではないかと。ですから、今後ますますそういう機関が充実していただくと同時に、御案内のように県もなかなか財政的に人をふやすことは困難でございますので、自治体である村当局におかれてそういう配慮をこの特別立法を背景にしてお考えいただくことによつて村民の方々の御不満はかなり軽減できるのではないかと、こういうふうな考えております。

○松本(忠)委員 ありがとうございます。嶋田先生に續いてお伺ひしたいのでありますけれども、先ほどのお話の中で、埋蔵文化財が

明日香村に隣接しているところ、橿原市あるいはまた桜井市にも相当するのではないかとのお話でございました。その隣接の橿原市、桜井市ではこうした特別措置法の制定についてはどのように考えているのかについて先生はすでにこの両市にお当たりになされたことはございますか。それからまた、先生としてはこの隣接の二つの市に対してこうした特別措置法の網をかけるという考えが、そうした御希望がございましょうか、この辺、嶋田先生だけにお伺いします。

○嶋田参考人 前段につきましては、私はそういうアタックをしたことはございません。したがってまして、どういふふうにお考えか存じておりません。

ただ、ちょっとつけ加えさせていただきますと、桜井市におかれては、もう数年前から担当の技術者、技師という方を置いておられますし、橿原市におきましても、数年前からそういう方がおられるように聞いておりますので、多分そういうことについては非常に御理解の深い地域じゃないかというふうには私は想像いたします。これは想像でございます。

それから、後段の方は、これはできませうればぜひ私どもの立場からは広げていただきたい。ただ、いろいろ承りますと、それについてはやや事情がわれわれの考えとは違つて聞いておりますので、希望としては広げていただきたいけれども、それについてはまた先生方の御検討をお願いしたい、こういうふうには考えております。

○松本(忠)委員 それでは、時間もございせんので、犬養参考人にお伺いいたしますが、いわゆる万葉の愛好者と称する人たちが現在どれぐらいいるのかというところは私も存じなかったわけでございますけれども、先ほど先生のお話で、先生と行動をとるにされて百六十一回も万葉の旅をなさっている大学生の方が三万人もいるというお話でございました。こうした方々は、明日香村を訪れて、先生お話をのこした甘樫丘へ立って大和三山をながめながら、そして遠い飛鳥の時代に思い

をはせて感傷にふける、そしてまた、飛鳥川の流れてを見て感慨にふけられる、こういう方は全体からいうとまだまだ非常に少ないのじゃないかろうか。

というところは、実は高松塚の発掘以来、確かにこの明日香村を訪れる人というのは爆発的にふえてきた、年間百万人にも近いという数字を聞いておりますが、この間も、三月十二日に参りましたときに、高校生の修学旅行の二つと一緒に参りました、私もちょっと聞いてみたのです。あなた方は飛鳥の現状をどうとらえていますか、こう聞いてみましても、全くお答えがないわけですね。

確かに、京都や奈良のように神社仏閣が地上に建物として残っているのと違つて、石舞台古墳、こういうものでございまして、そういうところで、一般に観光地というふうには片づけてしまつていかぬのでございまして、しかも、また、歴史的風土の保存というものは学者だけのものではないとするならば、もっと若い人たちに飛鳥というものは一体どうなんだということを教育していかなければならぬと思うのでありますけれども、いまの人たちは、あの修学旅行の二つでございまして、何のこともない、ただ予定が組まれておられるからバスに乗つてきたというだけの話なんです。

これは非常に残念に思いますので、その辺のことについて、先生は、いままでも飛鳥の問題、万葉の問題に対してうんちくを傾けて御研究になつた、これを後代に伝えていく責任があると申し上げては大変失礼でございまして、そうしていただかなければならぬと私は思いますので、そういう意味から、若い人たちに對して、どんなふうにかこれをとらえているかという点が一つ、どういふ点について、お話を伺えればと思います。

○犬養参考人 一般の方が、たとえば飛鳥問題飛鳥問題というのでいふん——具体的な話です

が、大阪で、市場でたくさん買った人には何か紙をやつて招待するとか、そしてそういう人が行くとか何と云うかという、飛鳥飛鳥で騒いだつて何にもないじゃないか、汚らしい仏様と石舞台だけじゃないか、つまらないところを何をあんなに騒ぐ、これが一般ですね、何にも知らない方。

しかし、今度は学生の方は、私が体験した学生の範囲内では、飛鳥に対する、万葉に対する情熱というものは全く物すごいものです。私は大阪大学におりまして、私のことを言つてぐあいが悪いけれども、ありのままを申し上げます、私が講義しておりますと、もう大体七百人ぐらいが、こういうところにも腰かけ、こういうところには新聞を敷いて聞いているのです。七百人おつても、静かにしてくだいなんて一言も言うことはない。本當に熱心ですね。そして現在、先ほど申しました百六十一回。この間近江から越前に山越えをしたしました。その山越えした実況は、中央公論社の「歴史と人物」の六月号、五月五日発売、これにちゃんとグラビアで七ページ出ております。いかに学生たちが熱心であるかということ、そしてまた、学生ばかりではなくて、一般の方たちの万葉への情熱というものは物すごいものです。

私は講演を頼まれたりして方々に参りますが、そのときしみじみそれを思います。そして、また私のことを言つて本當に申しわけございせんが、私に「万葉の旅」という本がございまして、現在百三十何版と出ております。すなわち百数十万の本をみんなが持つておられるわけです。あれを見たら、すごい浸透力だと思ひます。

それでばくは、自分のできる範囲内でもって、できるだけ万葉への、すなわち私は万葉は日本人にとつての一種の聖書みたいなものではないかと思つて、すばらしい心と言葉の集まりです。から、わが情熱を傾けて、浸透できるように努力しております。ですから、テレビとかいろいろなものを頼まれても、頼まれたら断らないで、それによつて何百万の方に広まつていくのですからと思つて、日本のためと思つて努力しております。

以上。

○松本(忠)委員 時間がちよつと少なくなりまして、末永先生、嶋田先生、犬養先生、それぞれが考古学者として文化財保護の問題、あるいはまた万葉の研究者としてこつぱな業績を残されておる第一人者でございまして、そうした方々にこういう愚問を發するのは大変失礼かと思つたのでありますけれども、先般現地視察に参りましたときに、いわゆる観光公害の問題に對しまして実態を見て私はびっくりいたしました。ジュースの空きびんや空きかんがもう路上から畑の中、田の中に投げ捨てられてある。また、交通安全協会の方に伺ひましたところ、せつかく観光客のためを思つて道路をすばらしい舗装にすると、そこへ二人乗りの自転車で猛烈なスピードで来るための事故がかなりある、事故の被害者は全部村の方々だ、こういうお話を伺ひましたし、婦人の代表の方々からは、もう観光客の後始末で本當に大変だ、交通規制は立っているだけだ、そしてまた、交通規制をやつても何の効果もない、こういうことをこぼしていられたわけでございます。

一方、ジュースを売つたり、また自転車をリースして、貸してそれを商売にしていられつる方もある、こうした方々は生計を立てておられるわけでございますし、そういう点を考えますと、この観光公害の問題はどうしてもマナーをもつと、もっと向上させて、そういうものを根本的に直さなければならぬと思つたのでありますけれども、御専門外かとは思ひますけれども、この観光公害に對してお三方はどのようにお考えでございましょうか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○末永参考人 お話しのうちに、これは私たちにとつてちよつと専門外のことになります、しかし、観光公害というお言葉がございまして、その観光を誘致する一つの対象をわれわれがつくつておることにもなります。

〔委員長退席、渡辺(武)委員長代理着席〕

そうなりますと、やはりこの観光公害に対する考

え方がなければならぬと思ひますが、絶えず私はいままでもその観光公害の与える影響の本当に大きなことを痛感しております。

明日香の場合を申しますと、私自身は飛鳥は昔の姿のままであれという事は考えておりませんが、その時代時代の必要に応じて、やはり多くの人が来て、研究もし観光もすることは必要だと思います。しかし、日曜日の翌日、明日香に限らず奈良県の主要な観光地域に参りますと、実に雑物が散乱しておりまして、奈良公園のごときもまさにその代表的な場所と思われまして、これは確かに観光公害であります。場合によれば、意見は強硬かもしれませんが、やはり研究という面を除いて一般の観光は、ある程度近くを制限してもやむを得ないのではないかと思います。ことに史跡の場合、そこにいたすのを許されたりいたしますと、たちまち重要な史料が傷つけられ、崩れる。こういう例はたくさんございます。ですから私に、おまえはどう思うかと言われまして、いま申し上げるように、観光の方法についてある程度の処置をすべきだというふうに考えるのですが、観光に来た人をノックアウトするわけにはまいりません。しかし、それにはそれなりの方法があると思ひます。

〔渡辺(武)委員長代理退席、委員長着席〕
まず、私は常々こういうことを考えておりますが、しかし専門外でありますために、こんなことを公の席上で申したのはきょうが初めてであります。お尋ねがありましたから申しました。やはりわれわれにはわれわれの分野があると思ひて、考古学以外は決して強硬な意見を出したりいたしません。飛鳥の今後の保存についてもいろいろ考へることがございますが、これは村長に申しまして、村長があなたの方へ上申してくるようになつております。

○嶋田参考人 私も素人には違ひないのでございませうけれども、数年前に私、地理をちょっと勉強いたしましたので、観光地理ということについて少し考へてみて発表することがあるのでございませう。

すが、その場合に感じましたことは、いわゆる観光というのが、今日では一方的に過ぎるのじゃないか。とにかく、これはちょっと言葉が悪いかもしれないけれども、十分準備もなしにただバスに乗つて連れていかれて、それで帰ってくるという観光、それがいわゆる観光なんだ。私に言わせると、これは観光にはちょっと値せぬのじゃないか。あえて言うならレクリエーションというのですか、むしろ遊山というのに近いのじゃないか。私、そのときに考へましたことは、これもちょっと極端な意見になるかと思うのですが、少なくとも明日香の村域にいわゆる観光という立場で入りになる場合、住民に所用があつておいでになるのは別でございませうけれども、そうではない、観光的な立場でございなる場合には、これはやはり駅前なんかにはそういう飛鳥についての勉強のできるような施設をぜひつくつていただいて、そこで予備知識を持った上で、できれば観光バスで一時間そこそこ駆けずり回るのじゃないか、あるいはもっと言いますと、自分が自転車に乗れぬから言うのだと言われるかもしれないけれども、できたらいきなりサイクリングじゃなしに、少し時間をかけ、回数をふやして、やはり徒歩でそれぞれ、さつき大養先生がおっしゃるように、風土を味わつていただくといひますか、あるいはそれ以外の埋蔵文化財についても、最近はいろいろ調査が進みまして、説明板なんかもございまして、じっくりとそういうものを見、あるいはできればお働きになつて農民の方のお休みのときにちょっと時間を割いていただいてお話し合いをしてもらう。ただ見て回つて、何や、おもしろくなかつたというさつきのような感想じゃなしに、いま先生方から御指摘のあるような実情、明日香の農民の方々がいまだどんな立場におられるかということをおいになる方もじっくりと承知して帰つてもらう。そうすれば、おのずから、空きかんが散らかつていふとか何だとかというものはなくなるのじゃないか。そういう点に従来のやり方は粗雑さがあるといひますか、十分ではなかつたのじゃないか。

か。ですから、別に入場料を取る必要はないのじゃないかという考へなんです、少なくとも、ある区域内へ観光のために入られる方には、そういう事前の勉強はこれは義務づけていただきたい。その上で、本当に費やされた時間なりお金なりの有効にして帰つていただけたような方途が望ましいのじゃないか。それが本場の観光施設ではないか。ただ宿屋があつたり食堂があつたり、これも必要でございませうけれども、それ以上に、そういうことが必要であり、大事ではないか、こういうふうには考へております。

○犬養参考人 先ほど末永先生のお話でございませうけれども、私も専門外ですから何も申し上げられないのですが、結局これは公徳心の問題で、私どもにどうすることもできませんが、私個人としては、先ほどの万葉学生を連れていきましたときに、一人も残していく者はございませう。そして、一人の残したものの整理しなさいというふうにして持つてまいるようになる。きわめて消極的なことしかできません。これはもう日本国じゅう全体の公徳心のことだらうと思ひます。

そして、一つだけこういう実例があるのです。先ほど、先生のお話でございませうが、奈良の春日野を月曜日に行く人はめつたにございませう。月曜日に往たら大変なんです。あの青い芝生が真っ白です。ですから、シカがあの中、いろいろなものを食べますでしよう。このころ、包んである、あれで陽閉塞を起すさうですから。それで、そのことをあるところであつて申しましたら、そんなことを言つたつて、あれを月曜日に来た人みんなが全部片づけたら、月曜日に何百人かの方がお金をもらつて掃除をしてもらえるさうで、その人が困る。そこで、駅なんかを歩きますと、駅なんかでたばこを捨てていふ人を見と、なるほど、捨てなければ掃除をする人も職業を失ふのかと、妙な氣になりました。

そういうこともございませうが、これは全く日本じゅうの公徳心の問題と、そう思ひます。○松本忠委員 ありがとうございませう。

○北側委員長 辻第一君。
○辻(第)委員 きょうは、参考人の先生方、お忙しいところを御苦労までございませう。ありがとうございませう。

私は、まず最初に末永先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。
先生は、本場に長い間埋蔵文化財を守るために、また飛鳥古京を守るために御尽力をいたしておられますこと、まず最初に感謝を申し上げる次第でございませう。

先ほど大変貴重なお話を聞かしていただいたのですけれども、松本先生がお尋ねになりましたことと同じようなことで恐縮なんです、いま、奈良県で、飛鳥の埋蔵文化財を守つていくその対策、体制といひましようか、そのようなものが奈良県としてはどのような状態になつてゐるのか、先生のお考へをお聞かせいただきたいと思ひます。

○末永参考人 ただいまの御質問は、飛鳥を守るための奈良県の処理あるいは方針ということになると思ひますが、そうなりますと、先ほど申しました土方椋の私ではちよつと質問の荷が重過ぎますので、その重さに押されてしまひさうです。しかし、なぜ飛鳥を守らなければならぬかという考古学的な面から申しますと、これは飛鳥の現状では、古墳と宮と寺跡というふうには、どれも意味ではその他の地域、奈良県以外の地域、そういうところでランクづけをすれば、一等場所とあるいは超一級というものが非常に多いのであります。その中でも飛鳥の地域は、考古学、古代史、その面でもほかの方とは比較にならないようなものを持つております。

この保存方法につきましては、現在国会でも審議をしていただいておりますように、明日香特別立法による処置をいただくわけでありまして、奈良県としては、これは私の後に村長がなお申し上げると思ひます。私たちは調査をしたものに対する後の保存、これがちゃんとされていなければ調査の意味がございませう。知事さんにはときどき

進言をいたしますけれども、奥田知事さんはわりあいに私の進言をよく取り上げてくださるので、そういう点で飛鳥の保存につきましては、現状としては、まず第一に調査をいたしました遺跡の確実な保存方法、しかしそれには私は少々意見がございまして、確実な保存方法、保護処置をするには、やはりそこにはまた何らかの反抗が出てくるかもしれない。しかし、それは強硬に押し、私自身に言わせれば、保存すべきものは強力に保存していく。これは奈良県の方針としてもやってほしいと思うのでありますが、現在も調査をいたしておりますところで、恐らく飛鳥板蓋宮伝承地という、あの一角ではまず中心になると思えます。そういうところを買い上げができないだとか、あるいは地主の意見が強硬だということで、村長が後ろへ下がっていくとかいうことをしては困るよというのを昨晩も申し上げました。こういう場合に、非難を浴びない程度の強硬措置をとってもらいたいと考えております。

○辻(第)委員 どうも私が当を得た質問をしなかったで先生に御苦勞をかけて申しわけなかったと思ひます。それと、考古学を専攻なさっている先生として、埋蔵文化財を発掘し、調査していく、そのような体制の問題、その点についていまの状態では十分なのか、とても大変な状態で十分でないのか、その点をもう一度お尋ねしたいと思ひます。

○末永参考人 私たちに対してまことに有利な御質問をいただきました。現在われわれは飛鳥の調査及び奈良県内で調査をいたしておりますが、飛鳥の場合にもいろいろな制約がございまして、まずその調査対象となるものの取り上げ方、そういうことについてはいつも私はしゃくにさわっていることが多いのであります。しかし、怒ってしまつては物にならないというので、絶えずついでいきますが、かつての方法の一つを申し上げますと、平城宮跡の当初の調査に、係の榎本君というのが、三年かかって十五億かかると言つたのです。三年かかって十五億の金を使うとすれば、その土

地をまず買い上げて、それから調査をして、必要がなければ払い下げれば、資金の回収がある程度つくのじゃないか。それだから、こういう場合に、地主と折衝して、時間を費やして、そうして、ああだ、こうだというよりは、まず買い上げの方法から進めて買い上げれば、十五年が三十年かかったって、ゆっくりに慎重な調査がやれるのだから、そういう。そのときに、いま文部省の体育局長だと思ひますが、柳川さんが記念物課長で、それをひとつやりましようというので、柳川さんが踏み切つたわけですから、そこで全部買い上げて調査に入っております。

飛鳥の場合も、いま二カ所で買い上げて足踏みをしているところがございまして。私は、できればそういうところは、それはもちろん大金だと思ひますが、その大金を出していただいて買い上げ、ちゃんと調査をして、そうして保存をする、調査した結果、保存をしなくてもいい場合もあるし、得ると思ひますが、いま調査中の勾池と、役場の北の方にございまして遺跡、これは調査をして、不要になつたから払い下げなんというところは絶対にあり得ない。そういう点で、私は、本来素人が玄人に指図をするようなことは一切しないでまいりました。今度の場合も、いま御列席の諸先生方は、そういう行政とか処置については皆玄人の方でございまして、私はそういうことは素人で、やつと掘つて調べるといふことだけです。しかし、掘つて調べた成果を踏まえて、もし希望を申し上げるなら、あの二カ所は全部早く買い上げていただいて、それからおもむきにその成果を上げていくようにしていただきたいと思ひますが、どうぞよろしく。

○辻(第)委員 次に、嶋田先生にお尋ねをしたいと思います。先生は考古学者でいらつしやると同時に、文化財を守る運動に長い間携わつていただいたと聞いております。埋蔵文化財を守る上で、地域の住民の方々と関係で、いろいろ御苦勞があつたと思ひうわけがございすけれども、その点について、

その御苦勞話なんか率直にお話しをしていただければと思ひうわけですが。

○嶋田参考人 先ほど来いろいろ申さしていただいておりましたが、さつきも触れましたように、何と申しまして、やはり埋蔵文化財、まあ地上の文化財もそうかもしれないが、特に埋蔵文化財の場合には、全くその場所にお住まい、そこで生活なさっている、あるいは生活の基盤としておられる方々の理解なしでは、これはどうして保存も活用もできないわけがございまして。私も関係してまいりましたいわゆる遺跡を守る運動というのも、初期のころは、それに一番深く関心を持つております研究者なり学者という人たちが声を上げたところから運動が始まるケースが多かつたわけがございまして、最近ではむしろ、方々でそういう案件が出てまいりますもので、われわれがなかなか目が届かない。

最近の例で申しますと、私の住んでおります大阪府の寝屋川市という市がございまして、ここに高宮院寺という、もちろん私も研究者は早くから存在は知つておりましたし、過去に発掘調査を一部したこともあるのでございまして、最近、そこがいわゆる宅地開発されるということになつたようでございまして。私も、うかつで、そういう情報はつかんでおらなかったものでございまして、地域の、主として学校の先生の団体でございまして、歴史教育協議会というのがあるようでございまして、その方々を中心にして、何とかこれは郷土の史跡なんだから残そうじゃないかという声が高まりまして、その方々の御努力が大きかつたのだと思ひます。あるいはまた、先生方の御支援もあつたかと思ひますが、ごく短時間のうちに史跡指定になりました。保存できるというふうな事例も、これは最近の私どもの非常にうれしいニュースとして聞いておるわけでありまして。

これは一例を挙げただけではかにも多々そういうケースがあると思ひますが、要するに申したことは、さつきから繰り返して申し上げますように、幾ら研究者がしゃほちばつてがんばつても、

ても、これはやはり地域の方々の御支援なり御理解がなければ決して残るものではない。当面の案件にかかわります飛鳥の問題に移りますと、さつきもちょっと触れましたように、従来、私もが計画的に調査したいということで発掘をお願いに行きまして、もう掘つてもう掘らうのはいいけれども、先生方が掘られると、後また規制がかつてきて家も建てられなくなるので、ちょっと悪いけれども承諾印はようつきませんというふうなケースが多々あつたわけがございまして、幸い、今度のようない特別な措置が講ぜられますと、村当局の御努力もありまして、最近では非常に理解が深まつて、まあそれは大事なことだから、一遍調べてもらいましょう、もしそういうことになれば、これはまあこの点が地主さんの本音だろうと思ひますが、少なくとも時価よりは上回つた形でぜひ買取してほしい、できれば代地地が得られればそれにこしたことはないけれども、なかなか困難なようだから、それは買い上げにに応じないとは言ひませんけれども、御案内のように、最近地価は非常に高騰しているようでございまして、どうも後追ひのような形ではちょっと承諾できぬ、かなり代地地があるなり、しかるべき有利な条件さえあれば、これはもうようわかつていますから、どんどん掘つてくださいというふうなお答えがいただけるようになっておりますので、そういう意味からも、私も、この特別な措置が早く実現できたら、そういう意味からも埋蔵文化財の保存は長足の進歩を見るのではないかと今うふうに考えております。

○辻(第)委員 もう一度嶋田先生にお聞きしたいのですが、先ほど先生が御意見を述べていただいたときに、第二種の地域に新しい重要な遺構が出てきたときに十分守られないようなことがあるのではないかと御心配をされておつたわけがございしますが、その点について、先生として、こうすればうまく守れるのではないかと御心配がございしますが、率

○嶋田参考人 いまの御質問でございしますが、率

直に申しまして、今回、本日審議なさっております特別措置法案では少し困難な問題じゃないかと私どもは考えております。と申しますのは、その前にございますように、風土の保全及び生活環境の整備に関する特例法案でございますので、それとどうしたらという後段の御質問につきましては、私どもは、かねてからわれわれ埋蔵文化財の基本的な法律でありまして、先刻参議院の方で附帯決議をなさいました時期も切迫しております。ぜひひとつ先生方の御努力で、文化財保護法を抜本的に改善することによってのみ、私どもがいま心配しているケースが守れるのじゃないか。そういう意味で、本委員会とは直接関係ないかも知れませんが、ぜひひとつ文化財保護法の方の附帯決議による抜本的な改正ということもあわせて御検討いただけると、その点安心できるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○辻(第)委員 次に、大養先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほどから、先生のお話を聞きまして、また新しく心に刻まされたわけでございますけれども、先生は山のたふさまいや川のせせらぎや、そしてササの葉の露に万葉の心を感じるといふふうにおっしゃったわけですが、私どもこのごろちょいちょい明日香へ参りまして、先輩の万葉に非常な詳しい議員の方のお話を聞きながら明日香を回るといふようなことの中でそういうことが少しかつてきたわけですが、これまでどちらかというと、石舞台とかああいう埋蔵遺跡を見る方が非常に感動してきたわけでございます。そういう点で、こんな質問は先生に申しわけないと思うのですが、先生は、埋蔵遺跡文化財を一般になつたときにはどの程度の御感動になるのか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○大養参事人 やはり飛鳥を愛しておりますから、埋蔵文化財が出たときも、たとえば高松塚のときでも、本当に驚嘆いたしました。そして、驚嘆するだけでなくて、あの中にあります壁画です

ね、壁画は、もう私にとりましては、いろいろ学問の勉強の方は別として、私にとりましては、長い間眠っていた万葉美人が突然現実にあらわれたような感じで、非常に深い感動をいたしました。その他、常にそういう埋蔵文化財の方のことは気を付けて、いろいろ文獻が出ましたらそれは集めておきますし、ただ専門とは違ひますので、専門外には口を出さないことにしております。

○辻(第)委員 どうも失礼なお尋ねを申し上げます。

次に、愛水村長さんにお尋ねをしたいと思いますけれども、先ほど松本先生がお尋ねになられたように、文化財を本場に守っていく体制ですね。何か新しく家を建てられるというふうなときには、大変長いことお待ちにならないかならない、そういう二つの側面があると思うのですが、それで国や県、村が本場にスムーズな協調の中で、小回りのきくような行政体制を確立しなくちゃならないというふうに思ふわけでございます。それで、いまの村の体制ですね、主に考古学関係の方なんかを中心としたそういう専門職の体制はいまのようになっているのか、今後どのようになさろうとしていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○愛水参事人 文化財保存の行政体制、村の体制は、いまの村の方に――小さい村でございますが、全職員合わせて九十名弱でございます。その中で恐らく全国でただ一つでないかというように思ふのですが、文化財保存課という課を設けております。文化財保存行政に対するところの事務的分野をほぼ担当しております。特に技術的援助をいたしまして、文化庁の奈文研、奈良文化財研究所の関係の方々並びに県の文化財、特に橿原考古学研究所の技術的な御援助を賜っております。またうちの職員の中に、専門職とはいかないのでございますが、指導をしていただければ十分その仕事をやっていけるという職員を現在二名入

れておりまして、先ほど来お話しございましたように、本年は特に専門職を県の方から出向を御依頼申し上げまして、村としてもなるべく早くその調査に対応できるように村の立場でも考えていきたいもので、かように現在のところ考えておりますので、県の方から出向の職員をいただき、また村の方にも二名ほどその下について動ける者もあればでございますので、村としてもできるだけそれに対応できるように御援助をいたしていきたい。なお、法案にございましては、この国、県の方の技術的援助も私としてはお待ちをいたしておるような次第でございます。

○辻(第)委員 どうもありがとうございます。

○北側委員長 吉田之久君。

○吉田委員 おいでいただきました三人の先生方に深く敬意を表します。特にきょう御出席いただいておりますことに感謝しますと同時に、きょうこうして明日香の保存立法が審議されておりますことはひとえに先生方のきょうまでの格別の御指導と御尽力のたまものであると思ひて感謝いたしております。

そこで、時間が十五分間しかないのですけれども、初めに愛水村長さんにお聞きします。

高松塚の発掘と壁画の発見でございますが、まさに歴史的なことだと思ひますが、あれは村が主体になつてやられた発掘でございますね。ずいぶんいろいろ費用がかかったと思ひます。そして重要なところで、末永先生に來ていただいたか、思ひますが、いろいろ今後も村自身が主体となつて発掘していかねければならぬ局面がかなりあるんじゃないかと思ひます。そういう点で、きょうまでの予算的な措置とか今後のいろいろな財政的な配慮とか御苦心、その辺を一言だけ。

○愛水参事人 高松塚の調査につきましては、すでに御承知のように市街化区域に近接をいたしておりますので、破壊をされるおそれがあるということで、わずかながら村の方で予算化をいたしまして、特に考古学研究所のお力をおかりして発掘調査をしたのでございます。ところが、いままでに

ない壁画が発見されたということで大変大騒ぎを演じたのでございます。当時、予算はほんのわずかでございまして、使った金が大変大きくふくれ上がりまして、これは文化庁の方でいろいろ後の手だてをしていただいたのでございます。

なお、その他一昨年冬マルコ山古墳を予算百万円で調査をいたしました。これも奈文研並びに考古学研究所の方々の御指導で調査を実施いたしました。当初予算を見積もってございまして、現実にはその予算をはるかにオーバーしてまいるのが実情でございます。後の補正等にずいぶん苦しい場合があるわけでございます。初めの予定よりも実際に調査を終わったときに決算的に見た場合には予算が不足しておつた、こういうのが現状でございます。

○吉田委員 そこで、末永先生にお聞きしたいのですが、こういう質問が質問になるかどうかかわかりませんが、飛鳥でいろいろものが出てくるんだらうかと、この間委員長らがお見えになりましたときに御案内いただきました秋山日出雄先生なんかも、飛鳥はこわいところだ、何が出てくるかわからない、こわいところだ、率直に、神ならぬ先生ですから断言はできないと思ひますが、けれども、飛鳥の発掘はたまたまついたところか、あるいは高松塚の発見なんかで大体峠を越したのか、あるいはもうほほ主なもの先生方の御賢察の範囲で大体調査が終わつたところか、その辺はいかがでございますか。

○末永参事人 吉田先生はしょっちゅう奈良の情報は取っておられると思ひますので、余り私はつかないことは言えないというように思ひます。

飛鳥の調査の現状の問題につきましては、飛鳥の調査は橿原考古学研究所が南部地域を担当しております。北の方で奈良文化財研究所が幾分手がけておるような状態でありまして、全体の見通しは私からはちよつと御返事申し上げにくいですが、私たちの担当するところの飛鳥板蓋宮伝承地、この範囲はまだ確認されておられません、し

かし現在のところでは約七万平米近くの範囲まで確認をしております。そしてそこには内郭と外郭を区切るさく列も出ておりまして、役場の東の方にはエビノコという遺跡が出ております。いま七万平米と申しましたのはエビノコも含まれてのこととであります。ところで役場の前を東西に通じる道がございますので、その北側に飛鳥板蓋宮伝承地、ところが私たちが、その調査状況では、敷石のある遺構は、古書を信ずるんであれば、板蓋宮は火災に遭って廃滅した。そうすれば、その火災の状況ははっきりと残るべきものでありますし、それが全くございませんで、その下層にもう二層ございます。これも調査のたびごとに確認をするために深く掘って調べておりますが、火災の跡をつかむところまでは参っております。そういう事情がございますので、なかなか今後の調査の終わる見通しは立っておりませんが、ただいままでの調査によつて、せんだつて先生方がごらん願った地域をとりまして、あれを一つの宮殿のある地域というふうに見通しを立てますと、飛鳥寺までの間の地域の調査をまだ進めなければなりません。今日まで二十年かかりました。あと何年かはわかりませんが、今日までの二十年を倍にいたしますと、なお二十年は十分かかると思ひます。私は、いまこの約束はできません。来年はこつとお迎えが来るかもしれません。そうすると、この約束はできませんが、現在の見通しでは、既往の二十年に對してさらに二十年くらいければ、飛鳥寺の南のところで全域の調査ができるのではないかとこの程度であります。しかし、外国では百年もかけて調査をしております。どうぞこの点は、先生方が気長くわれわれの仕事を見守っていただき、それからそれを進めていけるようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○吉田委員 嶋田先生にもちよつと伺ひます。

先生が先ほどおっしゃいましたのは、先生方専門家の方々からごらんになって、いまあそこあそこここのだけは調査したい、いま先生がおっしゃったような深部にわたる点は別として、調査し

たい。その場合の現在の体制ですね。研究者の方々の数とかあるいは全般的な予算、大学自身の予算とかいうことからお考えただいて、やはりまだ相当年月がかかるか、いまのピッチでいけば、何年くらいあれば現在の調査対象はほとんど調査し得るか、その辺をちよつとお願いいたします。

○末永参考人 これもむずかしい御質問です。しかし、私がいま計画をいたしております地域では、まず第一に、敷石のございましてところから南の方に、昨年の暮れに発掘をいたしました地域が、まだその周辺がわかつておりませんが、現在では約二百畳くらいの量が敷ける程度の大きさになっております。そういったと、この周辺をまず確かめて、それから内郭と外郭を示す、私たちがこれを北一本柱だとか東一本柱だとか申ししますが、これは内郭を区切るものであります。この辺までの調査を確認をいたしますと、まずすぐれた調査従事員の採用が必要になってまいります。それに伴う調査費ということになります。いまの御質問に對しましては、目の子勘定のようになりまして、なほ七、八年はかかるまいと究明ができなかつたと思ひます。そういたしますと、さきに申し上げました二十年の約三分の一くらいになると思ひます。七、八年かければ、内郭、外郭というところの見通しがつくと思ひますが、この点につきましては、嶋田君が現地担当の一員でありますので、ちよつと嶋田君から見通しを申し上げるようになつたと思ひますが、よろしうございませう。

○吉田委員 時間がもうあとほとんどありませんので、本日に簡単にお願いします。

○末永参考人 それでは、私のお答えをこれで終わります。

○嶋田参考人 いま末永先生がお答えいただきましたのに尽きておるかと思ひますが、現場を担当したこともございまして、私としては、御案内のように、この地方は余り広くない地方に、文献の上から見ましても何度も宮殿がつくられた可能性がございます。私も経験いたしましたこと

く一部分なんですけれども、いま皆さんがごらんいただきました、あるいは調査を主としてやっております深きと申しますか、面よりもさらに深い、二メートルほど下がりましたところで、私もまた別な石敷きを検出しておりまして、これがどの範囲に広がって、それが独立した宮殿になるのかどうか、もう少しやってみないとわからないのでございまして、私個人といたしましては、これは多分記録に出てくる遠くた宮殿跡になる可能性が高いのではないかと。上の方がございまして、いまのところはそれを破して下を調べるといふわけにまいりませんので、そういうものが上に残っていない部分を探してさらに深いところを掘って調べなければいけません。水田でございまして、崩れてきて、下を広く掘ろうと思つたら、上を思い切つて広くどろを排土しなければいけませんという技術的なこともございまして、そういった深いと申しますか、下層の遺構と私ども呼びますが、そういうものの調査がまだほとんど未着手のまゝな状態でございまして、したがって、それまでも含めてまいります。したがって、末永先生のおっしゃっているよりもさらに数倍の時間が今後必要になるのではなからうか、私はそんなふうになつております。

○吉田委員 犬養先生、先生のような方々がおつていただくことによつて、飛鳥や万葉は生き生きとよみがえつて、日本人に感動を与えていると思ふので、この間、私の女房も田原本の公民館で先生のお話を聞いて帰つて、大変感動しております。そうなりますと、先生の後に続くような方々がかなり広範囲におつていただかないと、せっかく発掘が進み、古文化財が守られても、それが日本人の心に広範に伝わらないと思ふのでございまして、この辺の先生がお考えいただいている方策がございまして、お聞かせいただきたいと思います。

それからいま一つは、桜井市の方で万葉の歌碑をあちこちに優雅に建てられまして、それがいろいろ全国の人たちに非常に大きな感動を与えております。明日香では甘樫丘だけのようでございますが、何かこの辺のところも先生方がいろいろ考えただいて、村当局、国なんかとも御相談いたしまして、本当にみんなになじめる、わかる飛鳥にしたいと御計画はございませうか。

○犬養参考人 まず、ただいまの御質問の後の方から先に答えさせていただきます。

歌碑は本当に方々に、桜井市なんか五十数基もつくりました。歌碑をつくるというのは、私は初めはきらいだったのです。あちらこちらによこによこああいのができるのはぐあいが悪いと思つておりましたが、歌碑をつくること、大変意味が深いと思ひました。それは一つは、開発の方には悪いけれども、開発防止の大事なかぎになる。たとえば、明日香の甘樫丘の中腹に私の書いたものがございまして、それは村の卒業生が還暦記念に建ててくれたのですが、村の方も一生懸命応援してくださつて、私はいやだいやだと言つておりましたが、飛鳥の真つた中に、これは村の方も急いで建てようと言つたのです。なぜかという、あそこへそのころ一週間に十件ぐらい不動産屋さんが土地買ひに来るのです。そうすると、例のとおり物を大事にしますから、何もないじゃないか、何もなしに何でここが大事なんだ。それで、先生この歌碑は大至急に、何しろあそこを買ひまして、何階建てかのホテルをつくらうというところもあつたのです。そうならないでよかったのですが、たとえば、下に万葉植物園がございまして、あれも村のお年寄りの方がそういう状況で何かつくらねばというところで大至急でつくつたものが、いま続いております。そういうわけで、歌碑をつくることは開発防止に大事な役をなす。それで私、頼まれれば書いて、ただいま十八、九ほど全国にございまして、本当によかつたと思ふのです。それとまた、土地の方がそれに対する意識を喚起するということは大変大きいものだと思うのです。山の辺の道の五十数基というのも結構だと思う。歌碑についてはそういうこと

で、頼まれれば私はつくっておりますし、結構だと思っております。

次に、私の跡を継ぐ者ということですが、私はもう全国を歩いております。万葉学者も、歩く方は少ないのです。もうみんな歩けないのです。年をとれば歩きますが歩かない。私はもうどのくらい歩いたか、とうてい数え切れません。いまやみんな歩かなくなつてしまつて、ばくちの中で、個人のことで、万葉の勉強法も変わつてくるんじゃないかと思ふ。万葉人は全部歩いた人です。一日四十キロを歩いた人ですね。私は三十キロでも四十キロでも歩けますけれども、歩かない人が万葉を読むようになると、今度はこれはフィクションに違ひない。フィクション説がともも流行するのです。そこで、これだけ歩ける人は、言うのはおかしいけれども、いらつしやいませんで、私は風土と密着した万葉、そういうのは、机の上で風土を言う方はいらつしやるけれども、歩けないので、私は私の生きている限り歩いた万葉を記録しておこう、残しておこうとしておりますが、私の思うところ、そういう私の跡を継いでくださるような方はいないんじゃないかと思ひます。

以上です。

○吉田委員 ありがとうございます。

先生方ますますお元気でがんばつてください。

○北側委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ、長時間御出席をいただき、貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。(拍手)

○北側委員長 次に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二日すでに終了いたしました。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して賛成の意向を表明するものであります。

御承知のとおり、最近における都市化の進展の過程の中で、良好な居住環境に対する住民の要望はますます強くなつてきております。他方、市街地における比較的小規模な地域について、街路、公園等の施設の整備、建築物の敷地等の状況を見ますと、良好な都市環境の形成上問題を生じている場合が少なくないところであります。

かかる実情にかんがみ、一体的に整備または保全すべき地区を対象として、地区内の公共施設の配置と建築物の形態等について総合的に扱う地区計画の制度を創設し、この計画に基づいて、秩序ある開発行為、建築物の建築等について必要な誘導及び規制を行うための制度を設けようとすることは、適切なものと考えるのであります。

以上申し述べました理由により、私は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして賛成するものであります。(拍手)

○北側委員長 國場博義君。

○國場委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、都市計画法、建築基準法の一部改正案に対して、反対の討論を行います。

新都市計画法が制定されて十二年、人口及び産業の都市集中に伴う市街地の無秩序な拡散や公害の発生等、都市環境悪化の弊害を除去するという目的は、達成されるどころか、逆に、スプロール化、木質密集地域の存続、ミニ開発、防災性の低下など、都市の居住環境をさらに悪化させました。

これは、もちろん、大企業本位、工業優先の自民党政権に起因するものであります。同時に、都市計画法の全体系に根本的な欠陥のあることを証明するものであります。都市計画の内容

に、ややきめの細かい「地区計画」を導入するといふ今回の改正はきわめて限られたもので、現行都市計画法の基本的な体系は、何一つ改正されていません。ここに、反対の第一の理由があります。

次に、今回の改正事項である「地区計画」にも、重大な問題点があります。

すでにスプロール化した不良市街地の改造こそが住民の切実な願いなのですが、「地区計画」指定の第一号要件は、これらの区域を対象にはするものの、都市再開発事業、区画整理事業及び民間デベロッパーがすでに土地を取得している場合に限り指定するものであることが、質疑を通じて明らかになりました。

また、質疑を通じて、「地区計画」を作成する過程で意見を聞くべき利害関係者の範囲は、区域内の土地の所有者、利用権者、担保権者であつて、借家人、借間人などの住民は含まれていないことも明確にされました。

しかも、「地区計画」区域では、土地利用、建築行為に対する制限が新たに強化されます。この新たな制限は、「地区計画」決定前に取得した土地に家を建てる場合、現に住んでいる家を建てかえる場合にも例外なく適用されるのですから、零細な土地所有者は、規制強化によつてやむなく土地を放棄して転出せざるを得ない場合も考えられるのです。

このように、今回の改正案は、大企業本位の都市再開発事業推進のため、地区内の住民や零細な土地所有者の追い出しを図るものであり、ここに第二の反対理由があります。

さらに、二号、三号の要件による「地区計画」の指定は、スプロール化が心配される地域や良好な居住環境の地域に、特定の事業との結びつきなしに行われ、区域内における土地利用、建築行為の制限を強化する点で、ミニ開発などの規制、現状保全に役立つというわけには、われわれも肯定しているものです。しかし、その制限強化は、区

域内の既存の住民にも同じようにかけられるため、実効性については疑問を持っています。

わが党は、日本の都市機能の特殊性として、特に零細な土地所有者が多いこと、権利関係が複雑で、それが大規模な土地利用の妨げになつており、よい居住環境の保全や住民の利益に沿つた大規模な町づくりのために、私権制限を伴う規制や小土地所有者も検討されなければならないと考えています。しかし、それはあくまで小土地所有者を含めたその地域の住民自身の自発的な意思の尊重が前提であり、さらに、町を改造した後の居住条件、居住環境が前よりもよくなることが保証されなければならないと考えるものであります。

今回の改正案は、「地区計画」を定め、規制を強めるだけで、住民のための町づくりには欠かれないこうした配慮は何一つ盛り込まれていないのです。ここに第三の反対理由があります。

日本共産党・革新共同は、住民本位の民主的な都市計画法の抜本的改正の必要性を強調し、反対論を終わります。(拍手)

○北側委員長 これにて討論は終局いたしました。

○北側委員長 これにより採決に入ります。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○北側委員長 ただいま議決いたしました本法律案に対し、小沢一郎君外四名より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。小沢一郎君。

○小沢(一)委員 たいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。

御承知のとおり本法律案につきましては、委員会において慎重に審議されてまいりましたのでありますが、地区計画の策定促進についての国の指導、地区計画内の道路、公園等の施設の整備、開発行為、建築等に関する財政、金融、税制上の配慮、地区計画策定の際の地権者等の意見聴取、市町村が条例を定める場合の地域住民の意向の尊重、地価の安定、評価制度の充実、取引価格の指導、建築基準法の執行体制の整備拡充等については、審議の過程において特に議論された重要な問題でありますので、ここに附帯決議を付し、政府の適切な措置を要望するものであります。

以上が、本案に附帯決議を付さんとする理由であります。

各位の御賛同をお願いいたします。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 いわゆるミニ開発による劣悪な住環境の発生を防ぐため地区計画の策定の促進について、国は、地方公共団体に十分な指導を行うとともに、地区計画の策定、地区計画内における道路、公園等の整備及び秩序ある開発行為、建築等に関し財政、金融、税制上の助成等の措置について配慮するよう努めること。

二 地区計画の策定にあたっては、地権者のみならず広く住民の意見をきき良好で計画的街づく

りを進めるよう指導すること。

三 市町村が条例で地区計画の内容のうち特に重要な事項につき合理的な範囲内において建築物に関する制限を定めようとする場合には、当該地域住民の意向を十分尊重して行うこと。

四 地区計画については、単一の建築物の敷地面積等の制限のみならず、同時に建設される複数の建築物で国土利用計画法、都市計画法の適用からはずれているいわゆるミニ開発の全体の開発面積に対しても適正な関連公共施設施設が整備されるように策定するよう地方公共団体を指導する。

五 国は、良好な居住環境のそなわつた住宅を勤労者に安価で供給するため、地価の安定に努め、地価評価制度の充実、建築物を含めた取引価格の指導等諸制度の運用強化に努めること。

六 建築基準法の適正な運用をはかるため、国は、地方公共団体に對し十分な指導を行うとともに、地方公共団体の建築行政の充実のため必要な執行体制の整備拡充に努めること。

右決議する。

○北側委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北側委員長 起立総員。よって、小沢一郎君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○北側委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北側委員長 この際、渡辺建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺建設大臣。

○渡辺國務大臣 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存でございます。

ここに、この法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に對し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。ごさいました。(拍手)

○北側委員長 参議院より送付されました内閣提出、宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案、内閣提出、都市再開発法の一部を改正する法律案並びに伏木和雄君外二名提出、住宅基本法案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。渡辺建設大臣。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

都市再開発法の一部を改正する法律案

○渡辺國務大臣 たいま議題となりました宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近、世代、世帯構成等に応じた住宅の住みかえ需要の増大、職住近接の要請の高まり等により、住宅の需要構造の変化が進行し、中古住宅を含む不動産の流通量が増大しつつあります。

このような傾向のもとにおいて、宅地建物取引の態様は多様化し、その内容も複雑化してきておりますが、これに伴い、宅地建物取引に関する紛争件数が増加し、また、一部業者による悪質な事例も後を絶たない現状にあります。

この事態に対処して宅地建物の購入者等の利益を保護するため、宅地建物取引業者について、免許基準の強化等により、その資質の向上を図るとともに、その業務に関する規制を強化して取引の公正を期する必要があると見られます。

また、増大し多様化する不動産の流通の円滑化を図るため、立ちおくれしている不動産流通市場の整備、近代化を推進する必要があります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。が、次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、宅地建物取引業法についてであります。第一に、免許の基準について、宅地建物取引業者が免許の取り消し等を受けた場合において新たな免許を受けることができない期間を三年から五年に延長し、また、免許の取り消し処分を受けた者の公示が行われた後、廃業等の届け出を行った者は、届け出の日から五年間は免許を受けることができないこととする等免許の基準を強化することといたしております。

第二に、重要事項説明の徹底を図るため、事務所に置かれる取引主任者の数を増加させるとともに、都道府県知事の発行する取引主任者証の提示の義務づけ、三年ごとの講習の受講の義務づけを

行うことといたしております。

第三に、営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、取引の実情等を考慮して、政令で定めるものとし、実情に応じた額とすることといたしております。

第四に、誇大広告等の禁止の強化、取引態様の明示の充実及び重要事項説明の充実につきましては、従前の規制をさらに強化することにより、購入者等の利益の一層の保護を図ることといたしております。

第五に、宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地または建物について、一定の場合を除き、みずから売り主となる売買契約を締結してはならないことといたしております。

第六に、売買等の媒介の契約につきましては、契約内容の書面化を義務づけて契約関係が不明確なために生ずる紛争を未然に防止するとともに、専任媒介契約について依頼者保護の見地から所要の規制を行うことといたしております。

第七に、事務所等以外の場所における宅地または建物の買受けの申し込み等につきましては、五日以内は、書面により撤回等を行うことができるとし、いわゆるクーリングオフの制度を取り入れることといたしております。

第八に、宅地建物取引業保証協会につきましては、弁済業務保証金分担金の額は、営業保証金と同様政令で定めることとし、また、弁済業務保証金準備金は、建設大臣の承認を受けて、保証協会の業務の実施の費用に充て、または宅地建物取引業の健全な発達に寄与する事業に支出することができるといたしております。

第九に、宅地建物取引業に関する以上の改正に関連して、監督処分及び罰則等の規定について、所要の改正を行うことといたしております。

次に、積立式宅地建物販売業法につきましては、宅地建物取引業法と同様、許可の取り消しを受けた場合等において許可を受けることができないう期間を三年から五年に延長する等所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、都市再開発法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

ただいま議題となりました都市再開発法の一部を改正する法律案につきましては、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

都市の既成市街地における都市環境の未整備、災害の危険性、職住の遠隔化、交通混雑等の問題は、依然として深刻な状況にあります。これら問題に対処するためには、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図ることがきわめて重要であります。

このため、都市の再開発に関する方針を一定の大都市について明らかにすることとする。また、市街地再開発事業制度について、施行主体の拡大、施行区域要件の緩和、事業手法の拡充等を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、人口の集中の著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域については、都市の再開発を特に計画的に推進するため、都市計画法に定める市街化区域の整備、開発または保全の方針において、都市再開発の方針を定めなければならないこととしております。

第二に、市街地再開発事業の施行主体につきましては、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社を新たに施行主体に加えるとともに、個人施行者制度を拡充し、土地の所有者または借地権者以外の者であつても、事業計画及び権利変換計画について、関係権利者全員の同意を得て第一種市街地再開発事業を施行することとしております。

第三に、市街地再開発事業の施行区域の要件につきましては、区域内の耐火建築物の率の算定に当たり、耐火建築物であつても建築面積の小さいもの及び都市計画決定された公共施設の区域内のものには耐火建築物に含めないこととする。また、第二種市街地再開発事業の施行区域の面積が三ヘクタール以上であることを要することを改め、一ヘクタール以上であることを足りるとする等その緩和を図ることとしております。

第四に、市街地再開発事業の施行者の負担の軽減及び事業の円滑化を図るため、事業によって建築すべき建築物のうち、施行者がその全部を取得するものの建築を第三者に行わせることができることとする。また、政令で定める公共施設の整備を当該公共施設の管理者等に行わせることができることとしております。

その他第一種市街地再開発事業の権利変換手続の特則の拡充を図ること等、所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北側委員長 松本忠助君。
〔拍手〕

住宅基本法案

〔本号末尾に掲載〕

○松本（忠）議員 公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました住宅基本法案につきましては、提案の理由及びその要旨につきまして御説明申し上げます。

住宅はかけがえのない人間が住まうのみならず、家族とのコミュニケーションの形成の場であり、明日への英気を養う場でもあり、国民生活に欠かすことのできない基本的なものであります。したがって、すべての国民に健康で文化的な生活を保障する責任を持つ国は、国民生活の基盤である住宅についても快適でゆとりのある住居を確保し、国民の住宅権を保障すべきであります。

ところが政府の住宅対策を見ますと公営住宅や公団住宅など、公共住宅の建設には年々消極的となり、もっぱら住宅金融公庫の融資中心の対策に終始しています。また、良好な公共住宅が供給されないうちに都市勤務者は遠隔地にわずかの土地と小さな住宅を多額の住宅ローンで手に入れたがままを強いられています。これでは国民の住宅に対する不満はつるばかりです。事実、政府の住宅需要実態調査によると、全国世帯の三八・九%に相当する千二百五十六万世帯の国民が住宅困窮を訴えています。

このような現状にかんがみ、当面する住宅対策の隘路の打開を図りつつ国民の生活環境を整備促進するためには、国民の住宅権を保障する国の責任を明確にして、住宅に対する国と地方の供給体制の明確化、住生活の基準の設定、宅地の供給など住宅問題解決への基本的方途を確立せねばなりません。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、国は国民に健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民の住生活を適正な水準に安定させるため、住宅に関する総合的な施策を講ずることとし、また、地方公共団体は国の施策に準じて、その地域に応じた施策を講ずる責務を持つこととしました。

第二に、国は国民の住生活の向上を図るため、適正な住宅の基準及び住居費の負担基準を定めるものとし、国及び地方公共団体は、定められた基準に適合する住宅に居住できるようにするため、住居補助等の施策を講ずることとしました。

第三に、国は住宅の供給を総合的かつ計画的に促進するため、宅地及び公共施設等を含んだ長期計画を策定することとしました。

第五に、国及び地方公共団体は、老人、母子家庭、心身障害者等の福祉を増進するため、低廉な対価で福祉住宅を供給するよう特別な配慮をせねばならないこととした。

第六に、国及び地方公共団体は住宅地における良好な居住環境を保護するため、適正な環境基準を設定し、その確保に努めなければならないものとし、良好な宅地の供給、土地価格の安定、住宅地における公共施設等の整備、住宅の災害からの保護のため施策等を講ずることとした。

その他、政府は、国会に住宅に関する年次報告を提出すること、持ち家建設促進のための必要な施策の実施等を行うこととしてあります。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北側委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、来る九日午前十時理事会、正午に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律

(宅地建物取引業法の一部改正)

第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「確保し」を「確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し」に改める。

第四条第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣」に改め、同項第五号中「規定する者」の下に「(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。第八号第二項第六号において同じ。)」を加え、「(同条第二項の場合において、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削り、同条第二項第三号中「又は同条第二項に規定する事務所であることを証する書面」を削る。

第五号第一項第二号中「三年」を「五年」に、「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第六十六号第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一号第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者(解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二の三 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一号第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人(合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の前号の公示の前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

第五号第一項第三号及び第四号中「三年」を「五年」に改める。

第八号第二項第六号中「(同条第二項の場合において、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削る。

第十三条に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に、宅地建物取引業を営む旨の表示をさせ、又は宅地建物取引業を営む目的をもつてする広告をさせてはならない。

第十五号第一項中「その事務所」の下に「その業務に従事する者の数に応じて建設省令で定める数の」を加え、「第十八号第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事するもの」を「第二十二号の二第一項の宅地建物取引主任者証の交付を受けた者」に改め、同条第二項中「前項の規定は、前項の場合において、」に改め、「のうちのいずれかの役員を削り、」を削り、「みずから、」を「自らに、」適用しないを「その者は、その事務所に置かれる成年者である専任の取引主任者とみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

第十八号第一項第四号中「三年」を「五年」に、「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日」に改め、「又は政令で定める使用人」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第六十六号第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一号第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五号第一項第二号の三に該当する者

第十八号第一項第五号中「三年」を「五年」に改め、同項第六号中「第二十二号第四号又は第六十八号の規定による」を「第六十八号の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより、」に、「三年」を「五年」に改め、同項第七号を

同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第六十八号の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の取消の処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の取消の申請をした者(登録の取消の申請について相当の理由がある者を除く。)で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

第十九号の次に次の一条を加える。

(登録の移転)

第十九号の二 第十八号第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができ、ただし、その者が第六十八号の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

第二十号中「登録を受けた」を「登録を受けている」に改める。

第二十一号中「登録を受けた者」を「登録を受けている者」に、「その登録を受けた」を「当該登録をしている」に改める。

第二十二号の見出し中「登録」を「申請等に基づく登録」に改め、同条第三号中「前条第一号」に、「同条各号の」を「同号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の三条を加える。

(取引主任者証の交付等)

第二十二号の二 第十八号第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引主任者証(以下「取引主任者証」という。)の交付を申請することができ

る。

2 取引主任者証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が建設省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなればならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に取引主任者証の交付を受けようとする者は第五項に規定する取引主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 取引主任者証(第五項の規定により交付された取引主任者証を除く。)の有効期間は、三年とする。

4 取引主任者証が交付された後第十九条の規定により登録の移転があつたときは、当該取引主任者証は、その効力を失う。

5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の取引主任者証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする取引主任者証を交付しなればならない。

6 取引主任者は、第十八条第一項の登録が消除されたとき、又は取引主任者証が効力を失つたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならぬ。

7 取引主任者は、第六十八条の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなればならない。

8 前項の規定により取引主任者証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該取引主任者証を返還しなればならない。

(取引主任者証の有効期間の更新)
第二十二條の三 取引主任者証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は取引主任者証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の取引主任者証の有効期間について準用する。

(取引主任者証の提示)
第二十二條の四 取引主任者は、取引の關係から請求があつたときは、取引主任者証を提示しなればならない。

第二十三條の見出しを「手数料」に改め、同条中「登録を受ける者」の下に「又は登録の移転、取引主任者証の交付若しくはその有効期間の更新を受けようとする者」を加え、「登録手数料」を「手数料」に改める。

第二十四條中「登録」の下に「、その移転及び取引主任者証を加える」。

第二十五條の見出し中「額及び供託」を「供託」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の營業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の事情及びその取引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする。

第二十五條に次の三項を加える。

6 建設大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなればならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。

第二十八條第一項中「第二十五條第二項に規定する」を「第二十五條第二項の政令で定める」に改める。

第三十條の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第六十六條を」を「第二十五條第七項、第六十六條を」を「第二十五條第七項、第六十六條に、取りもどし」を「取り戻す」に、「第二十五條第二項に規定する額をこえる」を「第二十五條第二項の政令で定める額を超える」に改める。

第三十二條中、利用の制限、環境、交通の利便を「若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の利便」に改め、「支払方法」の下に「若しくは代金若しくは交換差金に関する金銭の貸借のあつせん」を加える。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限)
第三十三條の二 宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地又は建物について、自ら売主となる売買契約(予約を含む)を締結してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得する契約(予約を含む)を締結しているときその他宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得できることが明らかな場合で建設省令で定めるとき。

二 当該宅地又は建物の売買が第四十一條第一項に規定する売買に該当する場合で当該売買に関して同項第一号又は第二号に掲げる措置が講じられていないとき。

第三十四條中「自己がその相手方となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別」を「取引態様の別」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に関する広告をするときは、自己が契約の当事者となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別(次項において「取引態様の別」という。)を明示しなければならぬ。

第三十四條の次に次の二條を加える。

(媒介契約)
第三十四條の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約(以下この条において「媒介契約」という。)を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示

二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額

三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの可否及びこれを許す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に関する事項

四 媒介契約の有効期間及び解除に関する事項

五 報酬に関する事項

六 その他建設省令で定める事項

2 宅地建物取引業者は、前項第二号の価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならぬ。

3 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを禁ずる媒介契約(以下「専任媒介契約」という。)の有効期間は、三月を超えないことができない。これより長い期間を定めたときは、その

の期間は、三月とする。

4 前項の有効期間は、依頼者の申出により、更新することができる。ただし、更新の時から三月を超えることができない。

5 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以上報告しなければならない。

6 前三項の規定に反する特約は、無効とする。

(代理契約)

第三十四条の三 前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地又は建物の売買又は交換の代理を依頼する契約について準用する。

第三十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「説明をさせなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる事項については」を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第二十条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有する者の一むねの建物の敷地に所有する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一むねの建物又はその敷地(一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又はこれに属する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合)には、その土地を含む。に關する権利及びこれらの管理又は使用に關する事項で建設省令で定めるもの。

第三十五条第二項中「次の各号に掲げる事項について」の下に、「これらの事項を記載した書面を交付して」を加え、同条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、「あたつて」を「当たつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 取引主任者は、前二項の説明をするとき

第一類第十二号 建設委員会議録第十号 昭和五十五年四月四日

は、宅地建物取引業者の相手方等に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(事務所等以外の場所においてした買受の申込みの撤回等)

第三十七条の二 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他の建設省令で定める場所(以下この条において「事務所等」という。)以外の場所において、当該宅地又は建物の買受の申込みをした者又は売買契約を締結した買主(事務所等以外において買受の申込みをし、事務所等以外において買受の申込みを締結した買主を除く。)は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受の申込みの撤回又は当該売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 買受の申込みをした者又は買主(以下この条において「申込者等」という。)が、建設省令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して五日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

2 申込みの撤回等は、申込者等が前項前段の書面を提出した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等が行われた場合において、宅地建物取引業者は、申込者等に対し、速やかに、買受の申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭を返還しなければならない。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等によ

利なものは、無効とする。

第四十八条第二項を削り、同条第三項中「一項を」前項に改め、「又は取引主任者」及び「又は前項」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十二条第五号、第六号及び第七号ロ中「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「当該取消の日前三十日」を「当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前三十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十一条中「第五十二条第一項」を「第五十二条」に、「とる」を「執る」に改める。

第六十四条の二第二項第三号中「三年」を「五年」に改め、同項第四号ロ中「当該取消の日前三十日」を「当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前三十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十四条の三第一項第二号中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 宅地建物取引業保証協会は、前二項に規定するもののほか、建設大臣の承認を受けて、宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務を行うことができる。

第六十四条の六中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改める。

第六十四条の七第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条の八第一項中「第二十五条第二項に規定する」を「第二十五条第二項の政令で定める」に改める。

第六十四条の九第一項中「充てるため、」の下に「主たる事務所及びその他の事務所」とに政令で定める額を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該事務所に」つき前項に規定する割合の金額を、同項の政令で定める額に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、弁済業務保証金の追加の供託及び弁済業務保証金分担保金の追加納付又は弁済業務保証金の取戻し及び弁済業務保証金分担保金の返還に關して、所要の経過措置(経過措置に關し監督上必要な措置を含む。)を定めることができる。

第六十四条の十一の見出し中「取り戻し」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第三項」を「第二項」に、「同条第二項に規定する額を」を「同条第一項の政令で定める額を超える」に、「取り戻す」を「取り戻す」に改める。

第六十四条の十二第三項中「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改め、同条第七項中「こゝろ」となるときは「を」を超えることとなるときは、第六十四条の三第一項から第三項までに規定する業務の実施に要する費用に充て、又は宅地建物取引業の健全な発達に寄与する事業に出えんするため、「取りくずす」を取り戻すに改める。

第六十四条の二十二に次の一項を加える。

3 第六十九条第二項から第四項までの規定は、第一項の聴聞について準用する。

第六十四条の二十五中「取り戻した」を「取り戻したに」、「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改める。

第六十五条第一項第四号中「第六十八条の下に」又は第六十八条の二第一項を加え、同条第二項第二号中「第三十二条の下に」、「第三十三条の二」を、「第三十四条の下に」、「第三十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む。)」を加え、「第六十四条の九第三項」を「第六十四条の九第二項」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「三年」を「五年」に改め、同条第四項第二号中「第三十二条の下に」、「第三十三条の二」を、「第三十四条の下に」、「第三十四条の二第一項若しくは

第二項(第三十四条の三)において準用する場合を含む。」を加える。

第六十八條を次のように改める。

(取引主任者としてすべき事務の禁止)

第六十八條 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

一 宅地建物取引業者に自己が専任の取引主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の取引主任者である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をしたとき。

三 取引主任者として行う事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

(登録の消除)

第六十八條の二 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録を消除しななければならない。

一 第十八條第一項第一号から第五号までの一に該当するに至つたとき。
二 不正の手段により第十八條第一項の登録を受けたとき。
三 不正の手段により取引主任者証の交付を受けたとき。

重いと、又は同項若しくは同条第二項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

2 第十八條第一項の登録を受けている者で取引主任者証の交付を受けていないもの(次条において「取引主任者資格者」という。)が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録をして都道府県知事は、当該登録を消除しななければならない。

一 第十八條第一項第一号から第五号までの一に該当するに至つたとき。
二 不正の手段により第十八條第一項の登録を受けたとき。

三 取引主任者としてすべき事務を行い、情状が特に重いと。

第六十九條第一項中「第六十六條の下に」、「第六十八條を加へ」、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第三項及び第四項中「行なわなければならない」を「行なう」に改め、「第六十六條の下に」、「第六十八條を加へる」。

第七十條に次の一項を加へる。

3 都道府県知事は、第六十八條第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該取引主任者の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

第七十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加へる。

2 建設大臣は、すべての取引主任者に対して、都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者及び当該都道府県の区域内でその事務を行う取引主任者に対して、取引主任者の事務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その事務について必要な報告を求めることができる。

第七十五條の次に次の一項を加へる。
(宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る

(義務)

第七十五條の二 宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業者の業務を補助したと知つて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。

第七十六條中「第六十六條」を「第二十五條第七項、第六十六條」に改める。

第七十七條第一項中「第十二條」の下に、「第二十五條第七項」を加へる。

第七十八條第二項中「第三十八條」を「第三十三條の二及び第三十七條の二」に改める。

第七十九條中「三十萬圓」を「五十萬圓」に改め、同条第三項中「第十三條」を「第十三條第一項」に改める。

第八十條中「十萬圓」を「三十萬圓」に改める。

第八十一條中「五萬圓」を「二十萬圓」に改める。

第八十二條中「五萬圓」を「二十萬圓」に改め、同条第二項中「第十二條第二項」の下に、「第十三條第二項」を加へる。

第八十三條第一項中「二萬圓」を「十萬圓」に改め、同項第三項中「第四十五條」の下に「又は第七十五條の二」を加へ、同項第五項中「第七十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加へる。

第八十五條中「第七十五條」を「第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五條第三項又は第七十五條」に、「一萬圓」を「五萬圓」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第二條 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣」に改める。

第六條第三号から第五号までの規定及び第六号イ中「三年」を「五年」に改め、同号ロ中「その

処分のあつた日前三十日」を「その処分に係る聴聞の期日及び場所の公告の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「三年」を「五年」に改める。

第十五條に次の一項を加へる。

2 積立式宅地建物販売業者は、自己の名義をもつて、他人に、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせてはならない。

第四十條第一項中「行なう」を「行ふ」に改め、「第三十五條第二項」の下に「及び第四項、第三十七條の二」を加へ、「第四十四條まで及び」を「第四十四條まで並びに」に改め、「次の各号に掲げる事項について」の下に「これらの事項を記載した書面を交付して」を「しななければならない」との下に「同条第四項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七條の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行ふ」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」とを加へる。

第四十一條の見出し中「第四十一條」を「第三十三條の二」に改め、同条中「第四十一條及び」を「第三十三條の二及び第四十一條並びに」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第四十四條第一項第八号中「三年」を「五年」に改める。

第五十五條中「三十萬圓」を「五十萬圓」に改め、同条第三号中「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第五十六條中「十萬圓」を「三十萬圓」に改め、第五十七條中「五萬圓」を「二十萬圓」に改め、同条第三号の次に次の一号を加へる。

三の二 第十五條第二項の規定に違反して他

附
則

(經過措置)

専任の取引

付を申請す

用する

ことが

する

二項の

ては、

項の登

適用に

理由

短特取弓

と提出す

都市再開発法の一部を改正する法律案

を次のように改正する。

改し(第九

1

第二条

若しくは

3

公団の

んがみ

2017

立した

第一章中

る大都市

明らかに

が必要

二、前号

国及

その他の

—

じ
て

あるに

し
て

と

二 建築面積が百平方メートル未満であるもの
ホ 都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの

第三條の二第二号中「三ヘクタール」を「一ヘクタール」に改める。

第七條の二第四項中「又は地域振興整備公団」を「地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社」に改め、「これらの公団の下に」又は「公社」を加える。

第七條の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九十九條の十の規定により公共施設の管理者又は管理者となるべき者に当該公共施設の整備に関する工事の全部又は一部を行わせる場合には、事業計画において、当該管理者又は管理者となるべき者の行う工事の範囲を定めなければならない。

第七條の十七第七項中「第三項後段」を「第四項後段」に、「第四項後段」を「第五項後段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項後段」を「第四項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「施行地区内」を「個人施行者について一般承継があり、又は施行地区内に、又は借地権の承継又は若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは」に改め、「と」の下に「（第四項前段に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一種市街地再開発事業において、の下に」を「当該施行者について一般承継があり、又は」に加え、「又は借地権の承継又は若しくは借地権の一般承継以外の事由による承継若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「施行地区内の宅地について当該施行者の有する所有権又は借地権の承継又は消滅があつたことにより」を「前三項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「場合」の下に「（当該借地権についての一般承継に伴う混同により消滅した場

合を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「施行者以外の者」の下に「（前項に規定する一般承継人を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

個人施行者について相続、合併その他の一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。

第七條の十八第二項中「施行地区内」を「第一項に規定する場合を除き、施行地区内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「施行地区内」を「前項に規定する場合を除き、施行地区内」に改め、「（その施行者が当該第一種市街地再開発事業に關し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者が第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務その施行者が当該第一種市街地再開発事業に關し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。は、その一般承継人に移転する。

第三十八條第二項中「同項」を「同条」に改める。

第三節 日本住宅公団及び地域振興整備公団を「第三節 日本住宅公団等」に改める。

第五十八條第一項中「及び地域振興整備公団」を「地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社」に、「公団」を「公団等」に改め、「建設大臣」の下に「（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」を加え、同条第二項中「公団」を「公団等」に改め、同条第三項中「とあるのは、建設大臣」とあるのは「建設大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」に改め、「關係都道府県知事」の下に「（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、建設大臣）」を加え、同条第五項中「公団」を「公団等」に改

める。

第五十九條第一項中「公団」を「公団等」に、「行なわせるため」を「行わさせるため」に改め、同条第二項中「地域振興整備公団總裁」との下に、「首都高速道路公団に置かれるものについては、首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」とを加える。

第六十條第二項第四号及び第六十九條第一項中「公団」を「公団等」に改める。

第七十二條第一項中「公団」を「公団等」に改め、設立した地方住宅供給公社を除く。に、「又は市町村を、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 施設建築物の建築等の特例

（施行者以外の者による施設建築物の建築）

第九十九條の二 施行者は、権利変換計画において施行者がその全部を取得するように定められた施設建築物の権利変換計画において当該施設建築物の全部又は一部が第七十七條第五項ただし書の規定により借家権の目的となるように定められたもの及び当該施設建築物、当該施設建築物の所有を目的とする地上権又は当該施設建築物の敷地の全部又は一部が担保権等の登記に係る権利の目的となるように定められたものを除く。の建築を他の者に行わせることができる。

2 前項の規定により施設建築物の建築を施行者以外の者に行わせるときは、権利変換計画においてその旨を定めなければならない。

3 第一項の規定により施行者以外の者が建築を行う施設建築物（以下この款において「特定施設建築物」という。）は、第八十八條第二項（第百十條）において読み替へて適用する場合を含む。及び第百十條第二項の規定にかかわらず、その建築を行う者（以下この款において「特定建

築者」という。）が取得する。

（特定建築物の公募）

第九十九條の三 施行者は、国、地方公共団体、日本住宅公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会その他政令で定める者を特定建築物とする場合を除き、建設省令で定めるところにより、特定建築物を公募しなければならない。

2 施行者は、特定建築物を公募したときは、次の各号に掲げる条件を備えた者で、その者が次の規定により提出した特定施設建築物の建築の工期、工事概要等に関する計画（以下「建築計画」という。）及び管理処分に関する計画が事業計画に適合し、かつ、当該第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築物としなければならない。

一 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。

二 第九十九條の六第二項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。

3 施行者は、前項の規定により特定建築物を決定するときは、あらかじめ、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては建設大臣の、個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の承認を受けなければならない。

（建築計画等の提出）

第九十九條の四 特定建築物となろうとする者は、建設省令で定めるところにより、施行者に建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に關する計画を提出しなければならない。

（特定施設建築物の建築等）

第九十九條の五 施行者は、特定施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築物者に通知しなければならない。

2 特定建築物者は、前項の通知を受けたときは、建築計画に従つて特定施設建築物を建築しなければならない。

3 前項の場合においては、特定建築物者は、当該

三五

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十二第四項中(「以下本項において同じ。」の規定による取得を含む。))を加え、「当該取得者」の下に(「同法第九十九条の二第三項(同法第八十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。))の規定による取得を含む。))を加え、「当該取得者」の下に(「同法第九十九条の二第三項の規定により施設建築物を取得した者を含む。))を加える。

第七百一条の三十四第八項第三号中「第二条の二第一項の規定」を削る。

(首都高速道路公団法の一部改正)

4 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第一号の自動車専用道路をその施行地区に含む都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業で当該自動車専用道路の新設又は改築と一体的に行わなければならない当該新設又は改築が著しく困難であるものを行うこと。

第二十九条第一項第三号中「行ない」を「行い」に改め、「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「前五号」を「前各号」に、「基き」を「基づき」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公団は、第一項第二号の二の業務については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。

5 前項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

5 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第一号の自動車専用道路をその施行

地区に含む都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業で当該自動車専用道路の新設又は改築と一体的に行わなければならない当該新設又は改築が著しく困難であるものを行うこと。

第二十九条第一項第三号中「行ない」を「行い」に改め、「(昭和四十四年法律第三十八号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「前五号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公団は、第一項第二号の二の業務については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。

5 前項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

(都市計画法の一部改正)

6 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第八条第一項第八号」を「市街化区域 第八条第一項第八号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

7 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「及び日本住宅公団」を、「日本住宅公団及び地方住宅供給公社」に改める。

理由

既成市街地における都市環境の未整備、災害の危険性、職住の遠隔化、交通混雑等の都市問題に対処して、市街地の計画的な再開発の一層の推進を図るため、都市再開発方針の策定並びに市街地再開発事業の施行者の拡大及び施行区域要件の緩和を図るとともに、施設建築物の建築又は一定の公共施設の整備を施行者以外に行わせる制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅基本法案

住宅基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 住生活の基準(第七条―第九条)
- 第三章 住宅の供給の促進(第十条―第十七条)
- 第四章 住宅地における居住環境の整備等(第十八条―第二十一条)
- 第五章 住宅災害に関する施策(第二十二条・第二十三条)
- 第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等(第二十四条)
- 第七章 行政組織の整備等(第二十五条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、国民の住生活の安定向上が国民生活における緊急かつ重要な課題であることにかんがみ、国民の住生活に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の住宅に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住宅対策を強力に推進し、もつて国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国の責務) 第二条 国は、すべての国民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民の住生活を適正な水準に安定させるため、住宅に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第三条 地方公共団体は、住民に対し健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた住宅に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(国民の協力) 第四条 国民は、国及び地方公共団体の住宅に関する施策が円滑に行われるように協力しなければならない。

ばならない。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現況並びに政府が住宅に關し講じた施策及び講じようとする施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 住生活の基準

(住宅の基準)

第七条 国は、国民の住生活の向上を図るため、住宅の規模、構造及び設備並びにその居住環境について、国民が健康で文化的な住生活を営むに足る適正な住宅の基準を定めなければならない。

2 国は、おおむね五年ごとに、国民の住生活の実態に関する調査を行い、その結果を勘案して前項の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。

(住居費の負担の基準) 第八条 国は、国民の住生活の安定を図るため、住居費が国民の負担能力に応じた適正なものとなるように、住居費の負担の基準を定めなければならない。

(住宅の基準等の確保) 第九条 国及び地方公共団体は、国民が前条の基準による住居費の負担で第七条第一項の基準に適合する住宅に居住できるようにするため、住居費について補助を行う等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 住宅の供給の促進

(住宅の供給に関する長期計画) 第十条 国は、住宅の供給を総合的かつ計画的に促進するため、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即して、住宅の供給に関する総合的な長期計画を策定しなければならない。

2 前項の見通し及び長期計画には、住宅の供給に關連して必要となる宅地及び公共施設等に関する事項を含むものとする。

(低額所得者等に対する住宅の供給)

第十一条 国及び地方公共団体は、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な対価で住宅を供給するため、公営住宅の供給を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、住宅に困窮する低額所得者等に対する住宅の供給を促進するため、その者に対し適切な規模、構造及び設備を有する住宅を供給する事業を行う者等について、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(福祉住宅の供給)

第十二条 国及び地方公共団体は、老人、母子家庭、心身障害者等の福祉を増進するため、これらの者に対し、低廉な対価で住宅を供給するよう特別の配慮をしなければならない。

(持家建設の促進)

第十三条 国は、自ら居住するため住宅を必要とする者の住宅の建設を促進するため、その者に対し、長期かつ低利の資金の融通の円滑化を図るとともに、税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(民間融資の促進)

第十四条 国は、銀行その他一般の金融機関が行う住宅の建設等に必要資金の融通を円滑にするため、当該資金の貸付けについて保険を行う制度の整備を図る等必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十五条 国は、第十一条第二項及び第十三条に規定するもののほか、住宅の供給を促進するための税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

(良質で建設費の低廉な住宅の建設の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するため、試験研究

の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、事業者、民間研究機関等が行う良質で建設費の低廉な住宅の建設を促進するための研究開発を推進するため、必要な技術上の援助並びに財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(宅地の供給の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、住宅の供給を促進するため、国土の総合的かつ計画的な利用に關する計画に基づき、居住環境の良好な宅地の供給、土地価格の安定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、宅地の供給を促進するため、財政上、金融上及び税制上の措置につき必要な考慮を払うものとする。

第四章 住宅地における居住環境の整備等

(住宅地における居住環境の保護)

第十八条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を保護するため、適正な環境基準を設定し、その確保に努めるとともに、都市計画に基づいて土地利用の適正化を図る等国民の住生活に障害をもたらすおそれのある原因を除去するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地における公共施設等の整備)

第十九条 国及び地方公共団体は、住宅地における良好な居住環境を確保するため、道路、鉄道、公園、下水道等の公共施設及び学校、病院等の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

(市街地の再開発による中高層住宅の建設等)

第二十条 国及び地方公共団体は、市街地の再開発により、土地利用の合理化及び高度化を図り、中高層住宅の建設及び居住環境の整備を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(住宅地区の改良)

第二十一条 国及び地方公共団体は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、当該地区

の居住者等に対して低廉な家賃で賃貸する改良住宅の集団的建設を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

第五章 住宅災害に関する施策

(住宅の災害からの保護)

第二十二条 国及び地方公共団体は、住宅を災害から保護するため、急傾斜地、地盤沈下の著しい地域等において宅地の造成、住宅の建設等の行為を禁止し、若しくは制限し、又は既存住宅の移転を促進する等の措置を講ずるとともに、耐火耐震建築物の建設を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の復興の促進)

第二十三条 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の復興を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行う者に対し、その費用の一部につき補助を行うとともに、長期かつ低利の資金の融通を行う等必要な施策を講ずるものとする。

第六章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等

(住宅及び宅地の取引の公正の確保等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、住宅及び宅地の取引の公正を確保するとともに、住宅及び宅地の利用を促進するため、住宅及び宅地の取引に關する事業の適正な運営を図る等必要な施策を講ずるものとする。

第七章 行政組織の整備等

(行政組織の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、住宅に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、住宅行政の一元化を図る等行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国民の住生活の安定向上が国民生活における緊急かつ重要な課題であることにかんがみ、国民の

住生活に關する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、住宅に關する総合的かつ基本的な施策を強力に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

